

部長会議付議事案書（協議）

（令和5年7月4日）

提案課名 総合政策課

報告者名 久保田 貴

事案名	令和6年度県の施策・予算・制度等に関する要望について	資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
提案趣旨	神奈川県への要望事項を取りまとめた「令和6年度県の施策・予算・制度等に関する要望書」について協議するものです。		
概要	<p>1 要望事項</p> <p>(1) 重点要望事項 7件（新規 1件、継続 6件）</p> <p>(2) 一般要望事項 19件（新規 2件、継続17件）</p> <p>2 要望先</p> <p>(1) 神奈川県 武井副知事、湘南地域県政総合センター所長及び平塚土木事務所長</p> <p>(2) 政党【重点要望事項のみ】</p> <p>ア 自由民主党神奈川県議会議員団</p> <p>イ 立憲民主党神奈川県議会議員団</p> <p>ウ 公明党神奈川県議会議員団</p> <p>エ 立憲民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団（要望書提出のみ）</p> <p>オ かながわ未来神奈川県議会議員団（要望書提出のみ）</p>		
経過	<p>令和5年3月～4月 各課等へ要望事項の照会</p> <p>〃 4月～6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成</p>		
今後の進め方	<p>令和5年7月7日 県議との事前調整会議</p> <p>7月20日、21日 各政党ヒアリング（立憲民主党、公明党、自民党）</p> <p>8月上旬 県への要望活動 （県庁、湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所）</p>		

令和6年度県の施策・予算・制度に関する要望事項一覧

令和5年7月4日 政策部総合政策課

○要望件数

重点要望事項 7件（新規 1件、継続 6件）
 一般要望事項 19件（新規 2件、継続 17件）

《重点要望事項》

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
重1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について【国県事業推進課】	継続	未事業化区間の早期事業化、事業化区間の早期整備に向けた、国への働きかけに対する県の積極的な支援。 アクセス道路（都市計画道路渋沢小原線）について、早期実現に向けた検討。	県土整備局
重2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良について【国県事業推進課】	継続	秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区の道路拡幅工事等及び用地交渉に係る事業の計画的な推進。 全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施。 道路空間の有効活用について、秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力。	平塚土木事務所
重3	県立戸川公園の整備促進について【はだの魅力づくり推進課、国県事業推進課】	継続	県立秦野戸川公園について、「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けた未整備区域を含む公園の一体的な整備。	県土整備局
重4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について【はだの魅力づくり推進課】	継続	表丹沢の更なる魅力向上と、構想ビジョンの実現のため、県有施設等の効果的な活用及び本市施策との連携。 (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地などの維持管理、整備等 (2) 県営林道等の活用 (3) ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策	環境農政局 湘南地域県政総合センター
重5	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について【健康づくり課】	継続	地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向けた要望。 (1) 県内医科大学の地域枠の拡充や医師・看護師等の修学資金の拡充など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進 (2) 「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充 (3) 総合的な救急医療体制の整備、充実	健康医療局
重6	水源環境保全・再生施策の継続について【森林ふれあい課、環境共生課、生活環境課】	新規	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（計画期間：平成19年度～令和8年度）」について、令和9年度以降も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、水源環境の保全・再生施策を継続。	環境農政局
重7	全国育樹祭の開催について【森林ふれあい課】	継続	全国育樹祭の誘致。	環境農政局

《一般要望事項》

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般01	県道62号（平塚秦野）の改良について【国県事業推進課】	継続	1 南平橋から欠ノ上バス停先までの歩道未整備区間の整備 2 秦才橋から下大槻バス停までの歩道の整備	平塚土木事務所
般02	県道70号（秦野清川）の改良について【国県事業推進課】	継続	鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間の歩道整備を含む道路改良整備の事業化	平塚土木事務所
般03	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について【国県事業推進課】	継続	1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの歩道整備。（令和10年度完成目標） 2 さなだ幼稚園前交差点改良（右折レーンの設置）等の道路整備。 3 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの歩道未整備区間の整備事業化。 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの区間における拡幅・改良整備の事業化。	平塚土木事務所
般04	県道701号（大山秦野）の改良について【国県事業推進課】	継続	1 新東名高速道路との交差により分断している区間（バイパス区間）の早期整備。 2 中丸沢久保橋先から大山までの未整備区間の早期事業化。	県土整備局 平塚土木事務所
般05	県道704号（秦野停車場）の改良等について【国県事業推進課】	継続	秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道の電線共同溝の整備。	平塚土木事務所
般06	河川の整備促進について【国県事業推進課】	継続	河川の護岸整備等の促進。 1 大根川 陽（ひので）橋から大根橋までの区間の河床掘削。 2 室川 (1) 堀田橋から寺井橋までの区間の河川改修 (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間の護岸の補修等 3 金目川 (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間の護岸整備 (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間の護岸整備等 4 四十八瀬川 (1) 甘柿橋から下流の区間の護岸整備 (2) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）の階段型親水護岸や魚道整備	県土整備局 平塚土木事務所
般07	金目川の河床浸食防止策について【農業振興課】	継続	護岸の崩壊防止や農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の浸食防止策の実施。	県土整備局 平塚土木事務所
般08	二級河川水無川の河床掘削について【防災課】	継続	水無川の富士見大橋から新常盤橋までの区間の、堆積した土砂を取り除く河床掘削。 特に、緑風橋付近の未実施箇所や桜橋、常盤橋から新常盤橋間の早急な対応。	県土整備局 平塚土木事務所
般09	急傾斜地崩壊対策事業の促進について【防災課】	継続	1 危険区域指定箇所の崩壊防止事業の早期完了 東田原地区 2 危険区域の新規指定 大橋台地区、南矢名B地区、曾屋地区、下大槻南平地区	県土整備局 平塚土木事務所 福祉子どもみらい局
般10	土砂災害防止策の促進について【防災課】	継続	土砂災害警戒区域内の砂防指定地（唐沢川）への砂防堰堤の建設。	県土整備局 平塚土木事務所

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般11	砂防事業の促進について【国県事業推進課】	継続	砂防指定区域における砂防事業の継続。 1 西沢（名古屋） 2 延沢（落合） 3 蛇久保沢（北矢名） 4 東沢（蓑毛）	県土整備局 平塚土木事務所
般12	治山事業の実施について【環境共生課、建設管理課】	継続	指定保安林のうち、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業の実施。 (1) 堀水路における、令和6年度に法面の左岸護岸整備など抜本的な安全対策。市が災害応急措置として実施する際の行政手続支援。 (2) 矢坪沢における状況把握と管理。	環境農政局 湘南地域県政総合センター
般13	野生鳥獣対策について【農業振興課】	継続	各種計画に基づいた事業の着実な実施及び山林環境の整備。 (1) ニホンジカ 広域獣害防護柵の全体補修・点検調査等 (2) ニホンザル 群れが適正規模となるよう有効な管理対策 (3) イノシシ 捕獲許可の権限移譲見直し、生息状況の把握 (4) C S F（豚熱）の感染拡大防止 (5) 山林環境の整備	環境農政局
般14	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について【環境資源対策課】	継続	事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するための情報共有や連携強化。	環境農政局
般15	製品プラスチックの資源化に係る支援について【環境資源対策課】	新規	プラスチック資源循環法に基づく再資源化に係る支援。容器包装プラスチックと同様に製造事業者も負担する仕組みとなるよう、国への働きかけ。	環境農政局
般16	障害者の就労支援等について【障害福祉課】	継続	(1) 秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』の障害者就業・生活支援センター事業に位置付け。 (2) 地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけ。	産業労働局 福祉子どもみらい局
般17	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について【障害福祉課】	新規	訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準を見直すよう国への働きかけ。 県による市町村の負担軽減策の早期実施。	福祉子どもみらい局
般18	福祉施策に係る人材の確保等について【高齢介護課、障害福祉課、保育こども園課】	継続	介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保のため、地域区分を改正するよう国へ働きかけ。	福祉子どもみらい局
般19	学校給食導入等への支援について【学校教育課】	継続	(1) 栄養職員配置基準の改善。 (2) 職場環境改善及び長寿命化の観点から行う施設改修及び設備更新等に対する補助制度の創設。	教育局

令和 6 年度県の施策・予算・制度に関する要望活動 日程一覧（令和 5 年度実施）

1 日程

	要望先等	日 時	場 所
県議	神倉県議	7月7日（金）午後1時から午後2時30分	3A会議室
	谷県議	7月7日（金）午後3時30分から午後5時	3A会議室
政党ヒアリング	立憲民主党 神奈川県議会議員団	7月20日（木）午後1時30分から2時	県小田原合同庁舎
	公明党 神奈川県議会議員団	7月20日（木）午後3時30分から午後4時	県平塚合同庁舎
	自由民主党 神奈川県議会議員団	7月21日（金）午後1時40分から午後2時20分	県平塚合同庁舎
	立憲民主党・かながわクラブ 神奈川県議会議員団	ヒアリングなし（要望書を送付）	—
	かながわ未来 神奈川県議会議員団	ヒアリングなし（要望書を送付）	—
単独	湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所	8月1日（火）午前10時から午前11時	県平塚合同庁舎
	県庁（武井副知事）	8月4日（金）午後2時から午後2時20分	県庁
広域	3市3町広域行政 推進協議会	8月18日（金）午後2時から午後2時20分	県庁
	広域行政連絡会	8月24日（木）午後1時30分から午後1時45分	県庁

2 出席者

		県議調整	政党ヒア	単独		広域	
				平塚土木 湘南センター	県庁	3市3町	広域行政 連絡会
1	市長	●	●	●	●	—	●
2	副市長	●	—	—	—	●	—
3	教育長	●	—	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	—	—
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—	—
6	福祉部長	●	—	—	—	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—	—
8	環境産業部長	●	●	●	—	—	—
9	はだの魅力づくり担当部長	●	●	●	—	—	—
10	建設部長	●	●	●	●	—	—
11	教育部長	●	—	—	—	—	—

令和6年度 県の施策・予算・制度等に関する 要望書（案）



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」
の実現に向けて



秦 野 市

日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和6年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和

＜ 目 次 ＞

【重点要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について	2	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	6	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	10	継続	県土整備局	環境産業部 はだの魅力づくり推進課 建設部 国県事業推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	14	継続	環境農政局 湘南地域県政総合センター	環境産業部 はだの魅力づくり推進課
5	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	18	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
6	水源環境保全・再生施策の継続について	22	新規	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課 環境共生課 生活環境課
7	全国育樹祭の開催について	24	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課

【一般要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	県道62号（平塚秦野）の改良について	28	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
2	県道70号（秦野清川）の改良について	32	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
3	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	34	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
4	県道701号（大山秦野）の改良について	40	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
5	県道704号（秦野停車場）の改良等について	44	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
6	河川の整備促進について	46	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
7	金目川の河床浸食防止策について	54	継続	県土整備局 平塚土木事務所	環境産業部 農業振興課
8	二級河川水無川の河床掘削について	58	継続	県土整備局 平塚土木事務所	くらし安心部 防災課
9	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	62	継続	県土整備局 平塚土木事務所 福祉子どもみらい局	くらし安心部 防災課
10	土砂災害防止策の促進について	68	継続	県土整備局 平塚土木事務所	くらし安心部 防災課
11	砂防事業の促進について	70	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
12	治山事業の実施について	76	継続	環境農政局 湘南地域県政総合センター	環境産業部 環境共生課 建設部 建設管理課
13	野生鳥獣対策について	80	継続	環境農政局	環境産業部 農業振興課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
14	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	82	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
15	製品プラスチックの資源化に係る支援について	84	新規	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
16	障害者の就労支援等について	86	継続	産業労働局 福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課
17	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について	88	新規	福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課
18	福祉施策に係る人材の確保等について	90	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
19	学校給食導入等への支援について	92	継続	教育局	教育部 学校教育課

【重点要望事項】

重点要望事項

【重点要望事項】

1

国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化
及び全線整備に対する支援について

継続

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働きかけに県の積極的な支援をお願いします。

また、アクセス道路について、早期実現に向け、引き続き、検討をお願いします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、交通渋滞の緩和、沿道生活環境の改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称））を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 平成19年5月、関係機関（国交省、神奈川県、中井町及び当市）を構成員とする「国道246号バイパス（秦野地域）整備調整会議」において、伊勢原西IC（仮称）から西側方面へ順次整備を図ることを基本に計画の具体化に向けて検討することとする、「国道246号バイパス整備方針」を確認しました。

(3) 令和4年4月の新東名高速道路（秦野区間）の開通により、災害時におけるリダンダンシー確保の観点からも首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の道路ネットワークと結節する国道246号バイパスの重要性がより一層増しています。

(4) 県西部の市町（中井町、大井町、松田町及び当市）で構成する「一市三町広域行政推進協議会」では、令和3年3月に国道246号バイパス周辺の広域道路網や土地利用等のあり方を検討する「土地利用検討事業」を実施し報告書として取りまとめています。

当市においても、令和4年3月に「渋沢丘陵利活用方針」を策定し、豊かな自然環境を保全しつつ、市民の憩いの場となる利活用や

【重点要望事項】

地域特性を生かした新たな価値の創出など、国道246号バイパスの整備を前提とした取組みに着手しています。

(5) 国道246号バイパスのアクセス道路、都市計画道路渋沢小原線については、「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、平成18年6月に県事業として整備する旨を文書にて回答をいただいています。令和4年度から県市共同で勉強会を開催し、事業化に向けた検討を進めているところです。

効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進を図るうえで、重要な役割を果たします。

(1) 当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称））を含む未事業化区間8.1kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、当市製造業の約9割を集積する3箇所の工業団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークが充実することにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

(2) 令和3年7月3日に発生した豪雨では、土砂崩れによって国道246号（松田町松田惣領地先）の交通機能が麻痺する事例が発生し、改めて救援物資等の輸送や復旧活動を支える高規格幹線道路等のダブルネットワーク化の重要性が認識されました。

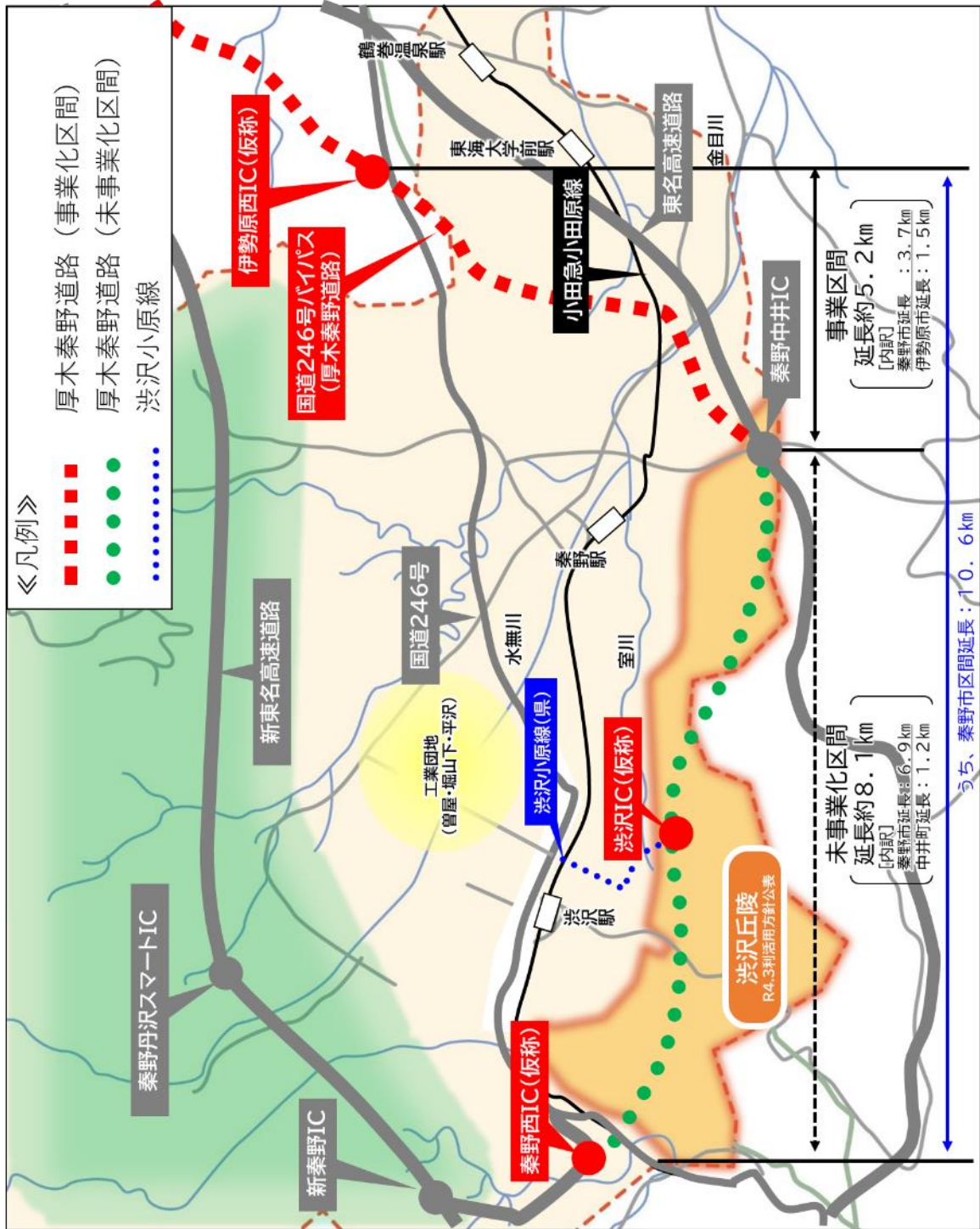
また、現在、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が沿岸部を襲うと想定されています。

近年、激甚化、頻発化する自然災害等により、国土強靱化の加速化・深化が求められる中、災害時に県央・県西における防災・復興拠点としての役割を担う沿線自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送や復旧活動を支える効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図



【重点要望事項】

要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区の道路拡幅工事等及び用地交渉に係る事業の計画的な推進をお願いします。併せて、全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施をお願いします。

また、第1工区及び第2工区における道路空間の有効活用について、当市にて進めている、県道705号を含めた秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力をお願いします。

現状

(1) 当該区間の道路整備事業等については、平成22年度から事業に必要な用地取得等に着手していただいております。令和3年度には、全線供用目標時期を令和8年度と示していただきました。

全線供用に向けて、第1工区については用地買収及び仮舗装等の道路整備に係る工事が概ね完了し、第2工区についても用地取得を終えている箇所から、電線類の地中化に必要な電線共同溝に係る工事を実施していただいております。

当市としても、地域住民に対する工事内容の周知や用地交渉への協力及び支援を行っており、市事業区間である市道25号線の道路改良についても、令和5年度より地権者説明や測量調査を実施することから、県市で連携した事業の更なる前進が期待されます。

(2) 道路整備事業が着実に推進され、全線供用が開始される際は、まほろば大橋北側交差点から片町通り交差点までの区間において、車両の対面通行ができるようになるため、当該区間の交通事情が複雑化します。

当該区間は、秦野駅北口周辺に位置していることから地域住民等にとって重要なアクセス道路であり、地元中学校の通学路でもあります。また、当市では周辺地域のにぎわい創造の推進に取り組んでいることから、今後、当該区間の更なる人流の増加が予想されます。

【重点要望事項】

特に、東道交差点は車両及び歩行者交通量が集中する可能性があり、歩行者の安全確保が必要であることから、信号機設置を含めた安全対策の実施に係る関係機関への働きかけなど、県市で連携した取り組みが必要です。

(3) 当市では、重点施策の一つとして、小田急線4駅周辺の地域特性や魅力を生かした、にぎわい創造の推進に取り組んでおり、県道705号は当市の玄関口である秦野駅の北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

県道705号の道路整備事業を秦野駅周辺市街地の活性化の契機とし、令和4年度から地元商業者や地域住民等で構成される懇話会と学識者や企業から推薦された委員等で構成される協議会を設置し、それぞれ当市が事務局を担うことで、駅周辺のにぎわい創造に係る取り組みを官民で連携して行っています。

また、令和4年4月の商業地における企業立地推進に係る条例の施行と併せ、道路拡幅に伴って生じる低未利用地を順次取得及び集約しており、人流を生み出す集客施設等の誘致に取り組んでいます。

現在、県道705号周辺地域の将来の方向性を示す未来ビジョンの策定と、その実現に向けた中心市街地活性化推進計画の策定準備に取り組んでいます。

さらに、本ビジョンの実現性を高めるため、官民で連携した社会実験の実施など、県道705号周辺地域のにぎわい創造に係る取り組みが本格化されることから、地域活性化のために道路空間の有効活用や魅力ある歩道整備などについて、県の協力及び支援が必要です。

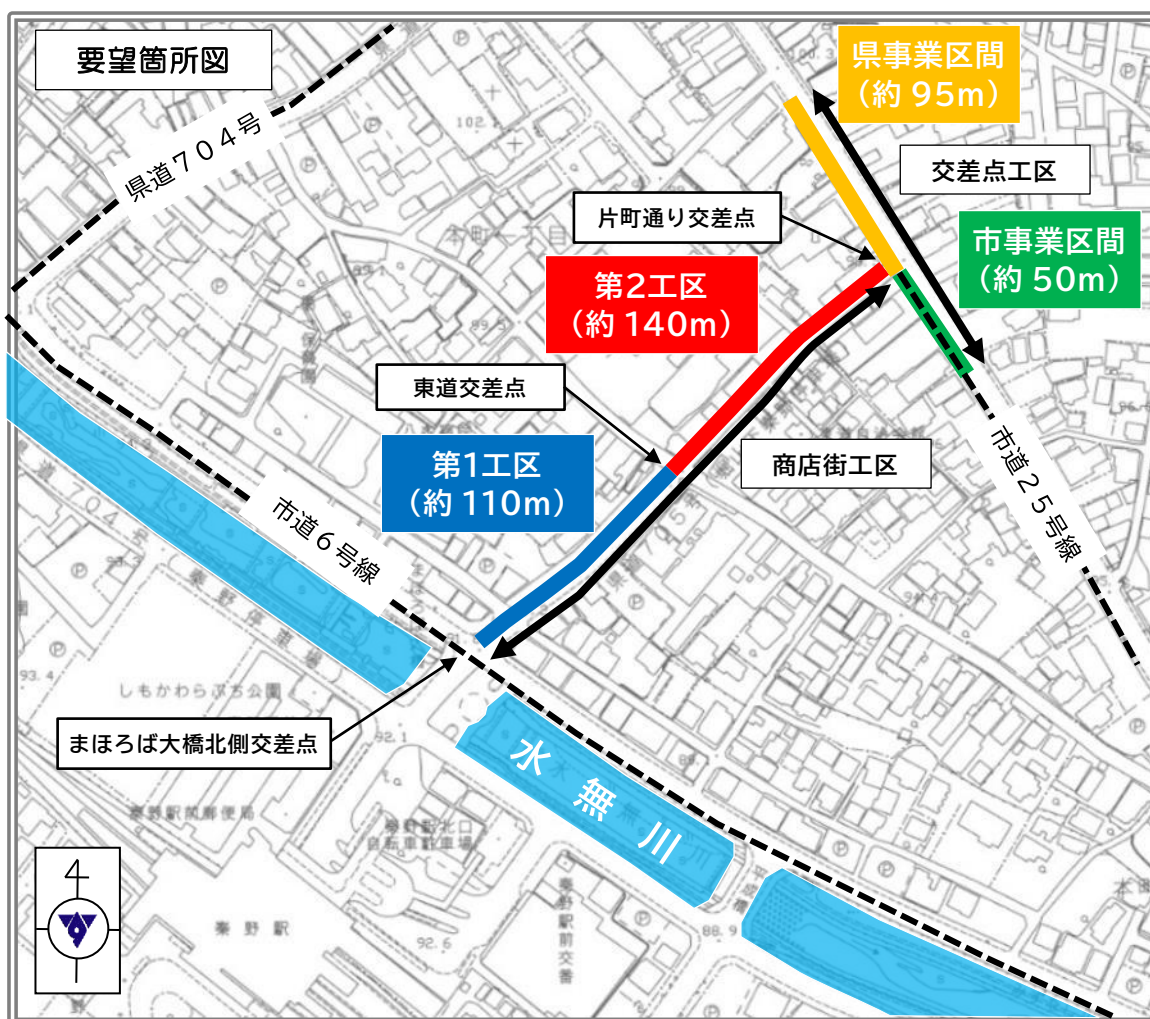
効果

道路拡幅工事等の計画的な事業の推進及び県道705号の道路空間の活用を図ることで、将来的に安全・安心で快適な道路空間が実現し、街中への回遊性の向上、人をまちに呼び込む事業所等の増加につながり、街歩きによるにぎわいの創造、生活と産業が調和した活力あるまちづくりの促進に繋がります。

要望先

平塚土木事務所

【重点要望事項】



【重点要望事項】

要望事項

公園基本計画の改定に向けた検討が進められている県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）について、当市の「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けて、未整備区域を含めた公園の一体的な整備をお願いします。

現状

(1) 戸川公園は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。
 （※未整備区域：14.6ha）

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を生かした多様なレクリエーション機能を有しています。

また、戸川公園内には、「県立山岳スポーツセンター」及び「はだの丹沢クライミングパーク」を合わせた国内屈指のスポーツクライミングの拠点があることから、県が進めている地域観光とスポーツを掛け合わせるスポーツツーリズムの推進にもつながる施設であり、県と連携した戸川公園の魅力の向上に努めています。

さらに、令和4年4月に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野丹沢スマートICの供用が開始され、さらに、全線開通時期が令和9年度と示されたことから、首都圏や西日本からのアクセスが向上し、来訪者の更なる増加が見込まれます。

(3) 現行の公園基本計画で「山里のクラフトゾーン」と位置付けられている箇所（約5ha）については、県にて次期公園基本計画の改定に向けて、官民連携による整備を見据えた新たな土地利用イメージに係る検討をしていただいています。

県ではその検討に向けて、令和3年度に、公園利用者に対するアンケート調査及び公園関係事業者に対するサウンディング調査、令和

【重点要望事項】

4年度から令和5年度にかけては、公園関係事業者以外へのヒアリング調査を実施していただくなど、様々なニーズ把握に努められています。

(4) 当市では令和2年度に「表丹沢魅力づくり構想」を作成し、表丹沢を「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」としてのブランディングを図り、親しみやすい場所とすることを目指しており、戸川公園を拠点施設の1つとして位置付けています。

また、秦野丹沢サービスエリアの周辺地域における土地利用可能性検討業務の一環として、未整備区域の活用検討について、関係業者へのヒアリングを行っています。

さらに、未整備区域周辺の狭あい道路において、車両走行に十分な道路幅員を確保するための測量調査等に着手します。

(5) 未整備区域を含めた公園全体の具体的な土地利用コンセプト等に係るイメージの検討を行うに当たっては、構想を踏まえて県市で連携して取り組むことで、公園資源を活用したアウトドア・アクティビティを通じ、自然と人との共存や地域活性化に貢献する公園となることが期待されます。特に、現状、公園来訪者による一般利用が極めて困難である「森の自然観察ゾーン」と一体的に整備することで、周辺エリアとの連続性を保つことができます。

併せて、広大な公園敷地内の移動手段を整備することで、公園が一体的となることから、利用者にとってより満足度の高い公園利用が期待できます。

効果

新東名高速道路の全線開通が令和9年度に予定されていることから、今後さらに、戸川公園へのアクセスが向上等することにより、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

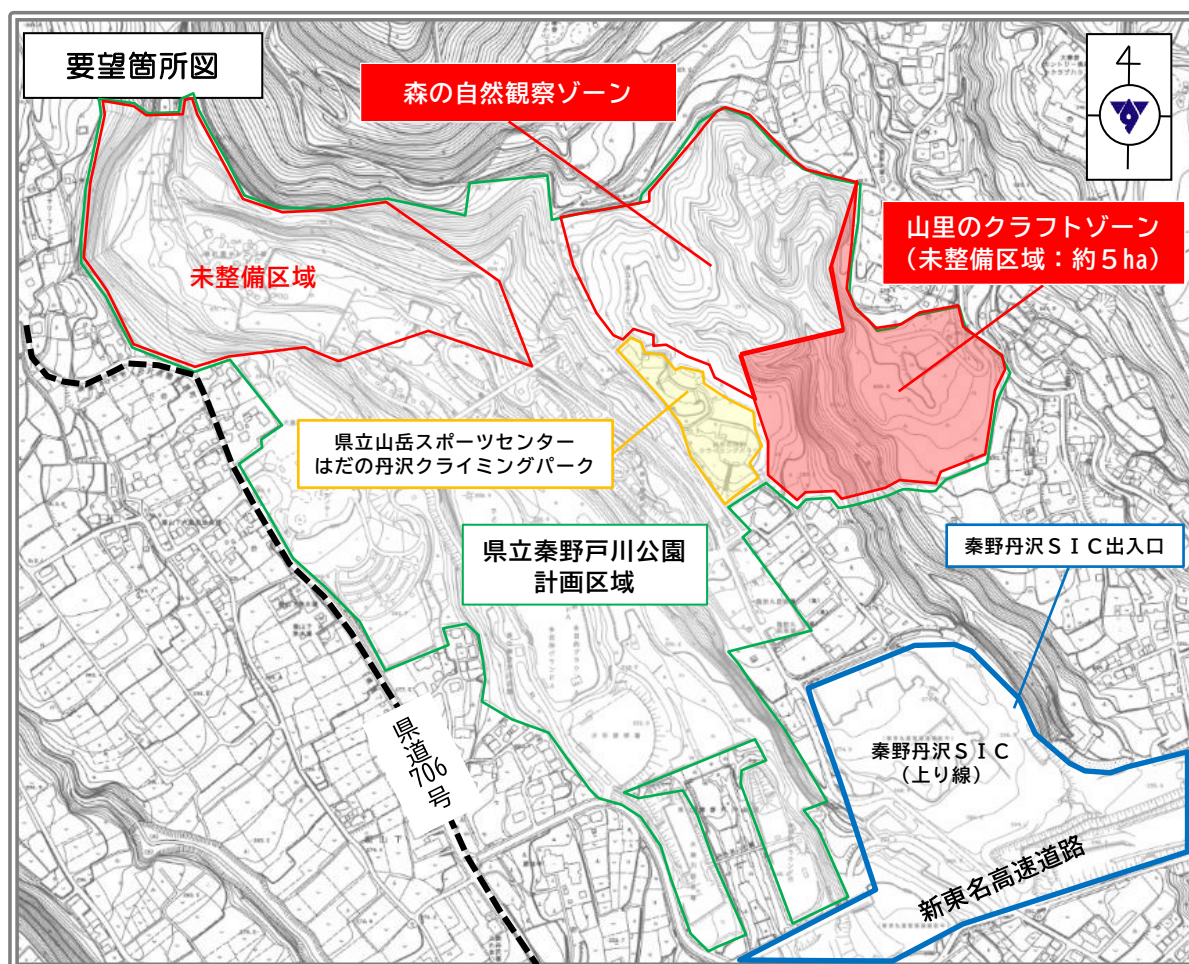
また、コロナ禍を契機に、自然豊かな地方への移住に関心が集まっており、中でも、近隣に自然公園があることがより重視されるようになっていきます。戸川公園の魅力向上は、県西部への更なる移住促進、地方創生にもつながります。

【重点要望事項】

要望先

県土整備局道路部道路企画課

県土整備局都市部都市公園課



【重点要望事項】

要望事項

表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

- (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進
- (2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用の検討
- (3) ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策の検討

現状

当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に取り組んでいます。

(1) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約45年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。

平成7年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場がありますが、地域活性化にもつながる更なる効果的な活用が求められています。当市では、県道70号沿いに点在する資源を有効活用し、ヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上を図るため、新たな事業計画の令和5年8月の策定に向け、県や地域団体、関係事業者等と連携しながら取り組んでいます。

(2) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用に取り組んでいます。

令和3年度に、県、当市、秦野市森林組合で林道活用に関する検討会を立ち上げ、令和4年度には、県の補助をいただき、市営林道で山林伐採現場見学&林道散策ツアーを開催しています。

【重点要望事項】

(3) ヤビツ峠は、代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口であるとともに、ドライブやサイクリングの休憩施設として賑わっています。

そのため、多くのハイカーやサイクリストなどにとって魅力的な場所となるよう、駐車場不足の解消や老朽化しているトイレの改修など、快適な環境の早期実現が求められています。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課、森林再生課
湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課

【重点要望事項】

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の地域医療の中核的な役割を担う秦野赤十字病院での分娩業務が、平成27年2月から休止され、市内では分娩できる診療所が1箇所のみとなっておりますが、当該診療所についても令和5年3月から分娩業務を休止し、市内で分娩可能な医療機関がなくなりました。

加えて、県立足柄上病院では令和2年4月から分娩業務が休止され、同年10月の小田原市立病院との基本協定に基づき、足柄上病院が担う分娩については、小田原市立病院に集約化が図られることとされました。

令和5年秋に分娩業務を行う新たな診療所が市内に開設される予定ですが、市民をはじめ、当市域を日常の生活圏域とする県北西部の自治体全ての分娩を担えるものではないため、秦野赤十字病院での分娩業務再開は依然として求められています。

【重点要望事項】

また、医師不足により救急患者を受け入れられず、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送されており、特に、小児二次救急診療については、秦野赤十字病院の体制が拡充されたものの、依然として医療圏内において1病院のみでの対応となっているため、非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対して3.2人少ない状況であったものが、7.4人多い状況となり、地域の実情とは大きく異なる数値となっています。

(3) 医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化が必要ですが、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクが高いことから、特に産科、小児科、救急医療に携わる医師の確保が困難な状況となっています。

さらには、感染症対策だけでなく、他の疾患のある患者の治療や手術の延期など、平時の医療提供体制にも影響が及び、医療機関や医療従事者への負担が増大しています。

また、令和6年4月から医師の働き方改革により、労働時間に関する取り決め等が実施されますので、医師不足に悩む診療科目にあっては、新たな医師の確保が、さらに困難になります。

【重点要望事項】

効果

(1) 県では、安全・安心な分娩環境を確保するために、分娩施設の拠点化と機能分担に取り組むこととしていますが、拠点化の前提として、診療所やその他の病院が地域における通常分娩に適切に対応できていることが必要とされています。

そのため、秦野赤十字病院において、休止前と同じような分娩業務が再開されることで、地域における分娩施設の拠点化と機能分担、県の目指す安全・安心な分娩環境の確保につながります。

また、「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。

同病院の機能強化に向けた県の支援が行われることで、当市域はもとより、同病院を生活圏域とする住民にとっても、周産期医療体制が整備されることによって、子どもを産み育てる環境づくりの推進につながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

【重点要望事項】

要望事項

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、水源環境の保全・再生施策を継続するようお願いします。

現状

(1) 県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（計画期間：平成19年度～令和8年度）」を策定し、水源環境保全税を財源として水源環境の保全・再生に取り組んでいます。

森林整備等による下層植生の回復や土壌保全などの効果は着実に認められているものの、近年は台風や大雨による土砂崩落をはじめとした災害が多く発生していることから、引き続き森林の公益的機能を強化することが求められています。

また、現在、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識されるとともに、森林資源の循環サイクル構築が求められていることから、これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として確実に引き継いでいく必要があります。

なお、秦野市森林組合及び神奈川県森林組合連合会からは、水源の森林づくりや地域水源林整備における森林整備の財源確保、木材利用促進のための間伐材搬出支援施策の検討・創設について、令和5年6月2日付けで要望が提出されています。

(2) 市営水道水源の約8割を市域内の地下水、湧水、表流水で賄っている本市では、平成19年度から「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、地下水保全施策を推進し、地域の特性に応じた地下水かん養や水質保全等の取組みを計画的に実施しています。

県民の生活を支える良質で安定的な地下水源を確保するためには、地下水浄化事業及び地下水かん養事業を長期的に継続して実施する必要があり、また、近年の気候変動に伴う短時間豪雨など、雨の

【重点要望事項】

降り方が変化していることによって地下水かん養に少なからず影響を与えていることから、降水量と水位変動の関係性を把握するためにも地下水モニタリング事業を継続して行うことが求められています。

(3) 地下水を主要な水道水源としている当市では、下水道等の集合処理に適さない地域において、生活排水による河川や地下水の水質汚濁を防ぐため、合併処理浄化槽への転換を促進しています。

合併浄化槽への転換は、着実に進んでいますが、転換には経済的負担があること等から、くみ取り便槽及び単独浄化槽を使用する世帯は残っています。引続き合併処理浄化槽への転換を進め、水質保全及び生活環境の保全を図ることが必要です。

効果

(1) 森林整備は長期的に継続することで水源かん養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能が発揮されます。水源環境保全の取り組みによって、県民の暮らしを支える良質な水資源を保全するとともに、災害に強い森林づくりを進めることができます。

(2) 地下水浄化事業により水質改善が確認されており、水質のモニタリングでは現在の取り組みを継続していく中で、環境基準を満たす将来予測が示されています。

水源保全地域内の地下水の質と量を保全することにより、県民が将来にわたり安心して利用できる水源環境を育むことができます。

(3) 合併処理浄化槽へ転換することで、生活排水による河川の水質汚濁を防止し、水質保全及び生活環境の保全を図り、県民の暮らしに一番身近であるきれいな水を保つことに寄与するものです。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

全国育樹祭の誘致をお願いします。

現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭の秦野会場においては、天皇皇后両陛下（現上皇皇后陛下）によるお手播きがなされ、現在は、成長した樹木が秦野市カルチャーパーク内の植樹祭記念広場に植えられています。

また、持続可能な森林づくりと全国屈指の森林観光都市を目指す本市では、全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。

令和4年5月には、神奈川県及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催で、「緑の祭典“かながわ未来の森づくり”2022 in はだの」を開催しました。

(2) 本市は、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。

平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、市民やボランティア団体等と協働した里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、平成27年度には、「生物多様性保全上重要な里地里山500か所」にも選ばれています。

(3) 令和元年度には、大正時代から約1世紀にわたり学校林として児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材（ヒノキ）を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプラザ」に提供しています。

【重点要望事項】

(参考) 全国育樹祭の開催状況

開催年度	開催地	植樹祭開催年度	植樹祭からの期間
平成29年度	香川県	昭和63年度	29年
平成30年度	東京都	平成8年度	22年
令和元年度	沖縄県	平成5年度	26年
令和2年度	※延期	—	—
令和3年度	北海道	平成19年度	14年
令和4年度	大分県	平成12年度	22年
令和5年度	茨城県	平成17年度	18年
令和6年度	福井県	平成21年度	15年
令和7年度	宮城県	平成9年度	28年

※全国育樹祭は、第1回（昭和52年）から第48回（令和7年）まで、本県での開催はありません。開催地は、例年8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

効果

選手村ビレッジプラザに当市の木材が使用されたことや緑の祭典の開催などを契機として、森林づくりに対する市民の関心が高まり、さらに、全国育樹祭の開催により、森林に対する愛情が培われ、市民主体の持続可能な森林づくりの推進、さらにカーボンニュートラルの実現に向けた取組みにつながります。

要望先

環境農政局緑政部森林再生課

【重点要望事項】

【一般要望事項】

一般要望事項

要望事項

- 1 南平橋から欠ノ上バス停先まで（約940m）のうち、歩道の未整備区間（約200m）について、引き続き、計画的な整備の事業推進をお願いします。
- 2 秦才橋から下大槻バス停までの歩道の整備をお願いします。

現状

当該道路は、当市から平塚市街、小田原厚木道路への主要なアクセス道路であることから車両通行量が多い一方で、沿道付近には民家や耕作地などがあり、歩行者の通行や横断もあります。

なお、当該道路から東名高速道路の秦野中井ICまでの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、当該箇所へのアクセスを強化する道路として位置付けられており、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。

- 1 南平橋から欠ノ上バス停先までの区間（約940m）のうち、約740mの区間で張出歩道が整備されていますが、歩行者等の安全が確保されていない未整備区間（約200m）があります。

当区間の西側区間においては平成22年度に歩道整備に必要なブロック積み工事を完了されています。また、東側区間においては、令和3年5月に隣接地権者との境界が確定し、本年3月から、東側区間のブロック積み工事を実施していただいております。事業が本格化されていることから、事業の更なる前進が期待されます。

- 2 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されていますが、令和元年度には、ガードレールの傾きを一部補修していただきました。

また、毎年、車両の通行に支障がある樹木（枝）を伐採していただいておりますが、バス停利用者などの道路利用者の安全確保のためにも、歩道整備が必要です。

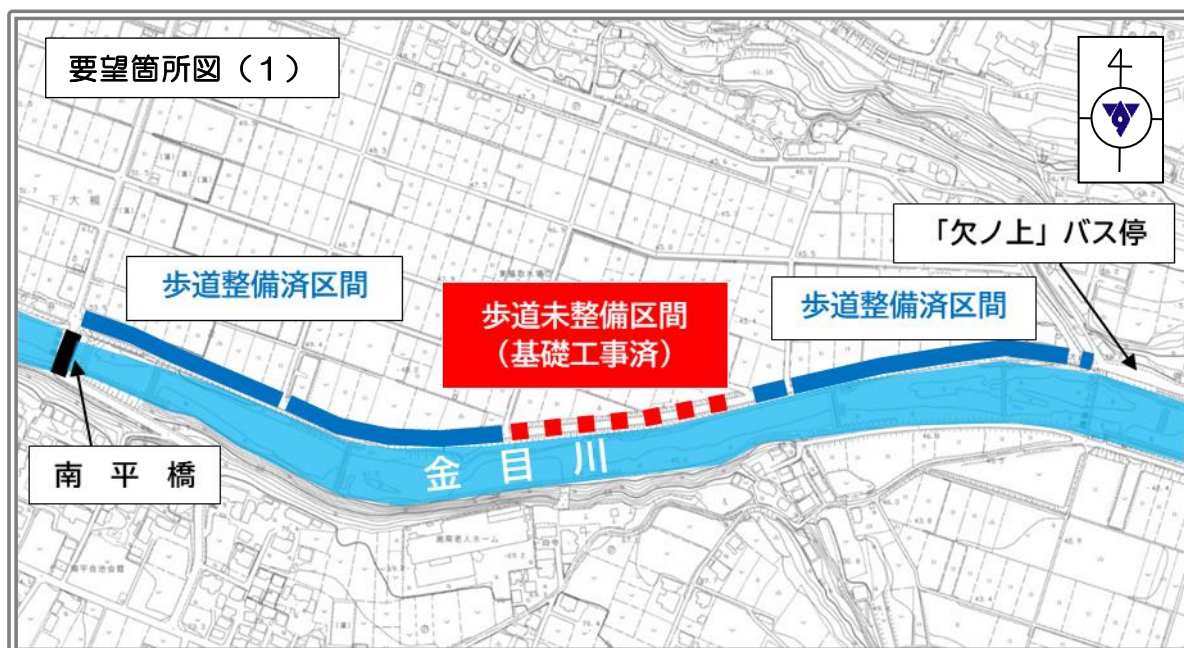
【一般要望事項】

効果

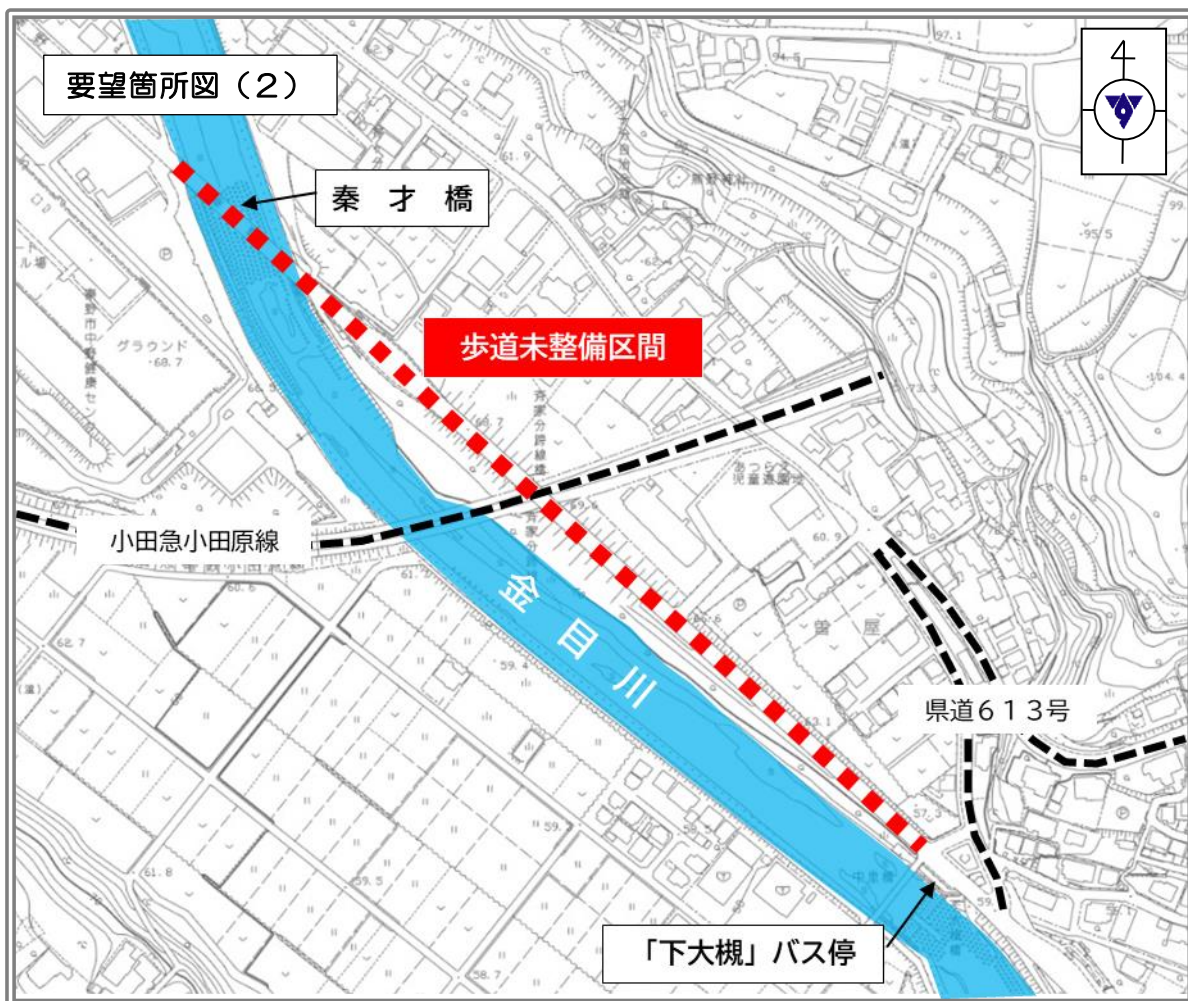
歩道の整備により、安全・安心な交通環境が確保されます。

要望先

平塚土木事務所



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の事業化をお願いします。

現状

当該道路は、当市から清川村など県北部への主要なアクセス道路であり、ロードバイク等で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、登山客などの道路利用者が多く、令和3年3月には観光拠点となるヤビツ峠レストハウスを整備するなど、市内外から多くの観光客が訪れています。さらに、当市では、当該道路を中心としたヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上に係る新たな事業計画を策定予定であり、道路利用者の更なる増加が見込まれます。

(1) 当区間は、勾配がきつく幅員が狭いうえ、区間の一部に、歩道が整備されていない箇所があるため、自転車等のスピード超過により、歩行者の安全確保が課題となっています。

(2) 平成9年度に県にて当区間の道路改良に係る計画平面図を作成され、平成29年8月28日に当区間の歩道整備について、関係地権者から要望書（事業用地の協力文）が提出されています。

また、当区間の車道上に大鳥居があるため、上下線の道路が分流しており、見通しが悪くなっています。大鳥居付近では、令和元年度及び令和3年度に自動二輪車による重大事故が複数発生しており、早期整備を求める声が一層高まっています。

当区間の歩行者の安全確保が課題としてより浮き彫りになったことを踏まえて、県では反射式矢印版を設置されましたが、道路利用者の安全確保のため、早期の道路改良が必要です。

効果

歩道及び車道整備により、安全・安心な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までにおける西側の歩道の暫定整備について、令和10年度の完成目標に向けた、計画的な整備の事業推進をお願いします。
- 2 さなだ幼稚園前交差点改良（右折レーンの設置）等の道路整備について、計画的な整備の事業推進をお願いします。
- 3 オケ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道未整備区間の整備事業化をお願いします。
- 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの約660mの区間について、拡幅・改良整備の事業化をお願いします。

現状

- 1 当区間は鶴巻温泉駅等を利用する歩行者等が多い道路ですが、歩道がなく危険な状況であるため、事業の優先度を認識され、令和2年度に事業化していただきました。
また、令和3年度から令和4年度にかけて、周辺自治会をはじめとした地域住民に周知されたうえで、用地測量等を実施していただいております。令和5年度以降において、用地買収や埋蔵文化財調査が実施予定など事業の更なる前進が期待されます。
- 2 当区間は、東海大学湘南キャンパス付近であることから、歩行者等が多い道路ですが、歩道が狭小で危険な状況にあり、渋滞が頻繁に発生していることから、事業の優先度を認識され事業化していただきました。
当市内の東海大学北門バス停付近からさなだ幼稚園前交差点付近までの事業区間において、順次用地交渉を進めていただいております。当市側は約94%の用地取得率となっていることから、引き続き県市で連携した関係地権者への用地交渉が必要です。
- 3 当区間は、地元小学校の通学路でもあることから、鳥居松橋西側交差点側から順次歩道整備が進められており、令和4年度に瓜生野

【一般要望事項】

入口バス停付近の歩道の未整備区間（約50m）の歩道整備に着手していただいています。

引き続き、残りの歩道の未整備区間における歩道整備の事業化が期待されます。

- 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの区間（約660m）については、学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。

効果

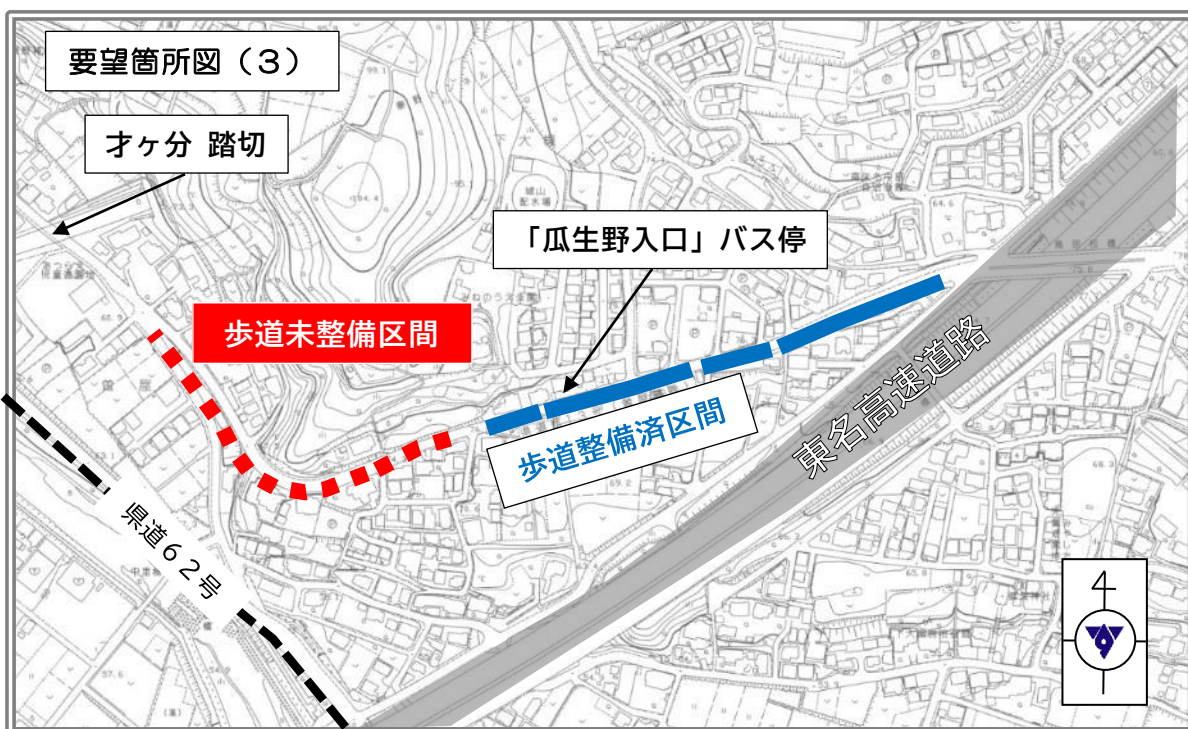
当該道路は、曾屋地内から鶴巻南地内までの当市域の東西方向における広域ネットワークを形成する主要幹線道路であり、沿道付近には公共交通施設や商業施設、東海大学などがあることから歩行者や車両が行き交い、一部区間は地元小中学校の通学路に指定されています。

歩道整備や道路改良等を進めていただくことで、安全・安心で快適な歩行区間の確保及び円滑な交通環境の実現が図られます。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

- 1 新東名高速道路の建設により分断している区間（バイパス区間）の早期整備をお願いします。
- 2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期事業化をお願いします。

現状

- 1 県道701号は、霞橋付近から当市寺山の県道70号との交差点に至る約4.9kmの道路です。
 県道70号との交差点から寺山角ヶ谷戸地区までの約380mについては、拡幅改良整備がされましたが、新東名高速道路との交差点区間については分断されています。
 当区間は「かながわのみちづくり計画」において、「完成が見込まれる主な道路」に位置付けられており、県にて整備に必要な事業用地は取得されていますが、現在、整備が見送られている状況であることから、道路機能の確保のため、早期の整備が必要です。
- 2 久保橋付近から霞橋付近までの区間は、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除いて、大部分が登山道のような状況であり、軽車両すら通行できない未整備区間となっています。
 当区間は「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」に位置付けられていることから、当市と伊勢原市はもとより、県にも参加していただき、道路整備に係る課題の整理や当区間の現状把握をするために、勉強会を行っています。

効果

県道701号は、全区間で「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、新東名高速道路との交差点区間の分断が解消されることで道路機能が確保されるとともに、久保橋先から霞橋付近までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「大山と秦野を結ぶ観光交流の促進に資する道路」として位置付けられてお

【一般要望事項】

り、当該道路の整備は、県が取り組んでいる丹沢大山エリアの観光魅力づくりにも寄与します。

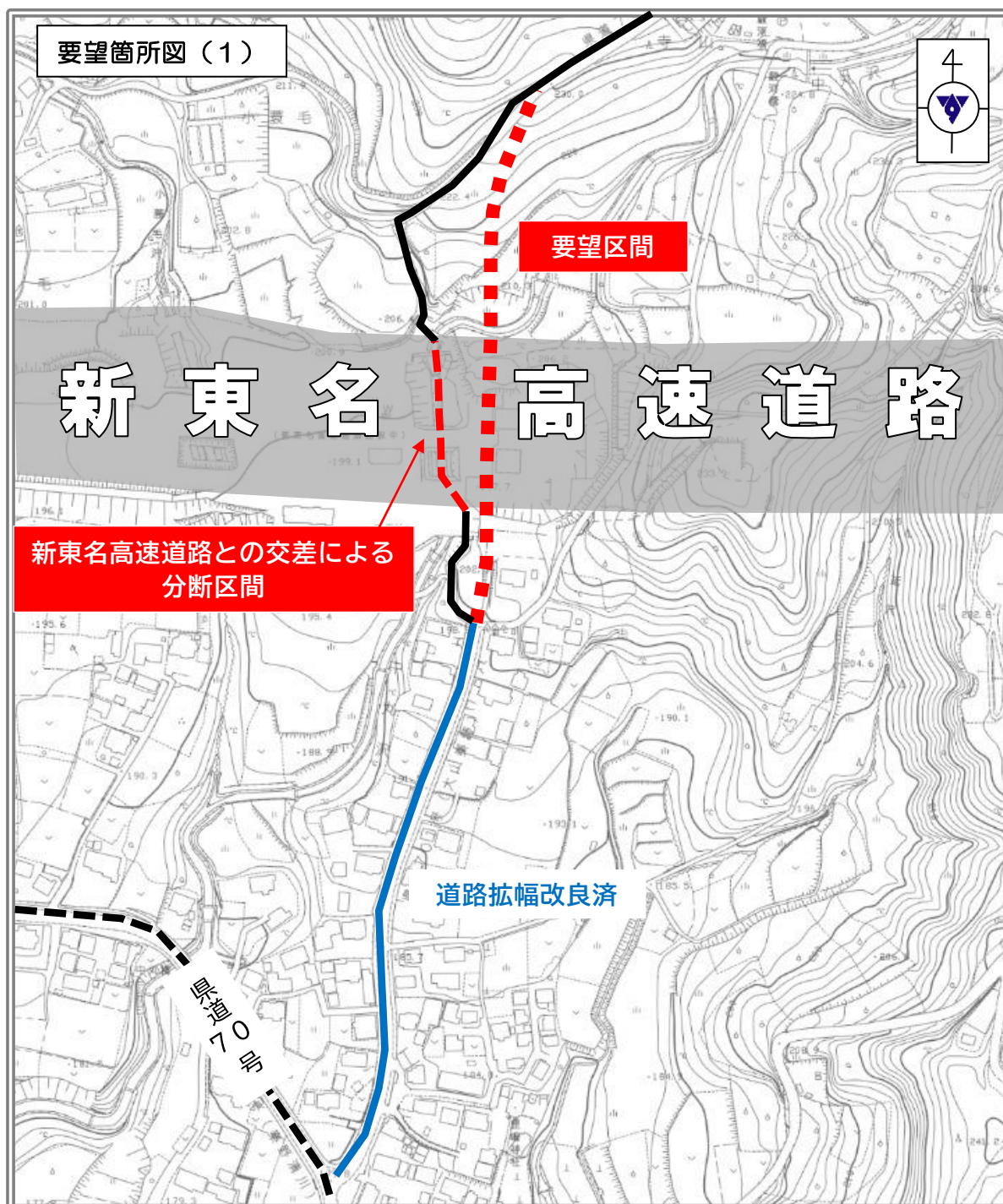
また、当市ではヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上に係る取り組みを進めていることから、当該道路の整備を進めることで伊勢原大山から秦野ヤビツ峠までの周辺地域に人流を生み出し経済効果をもたらすことができます。

要望先

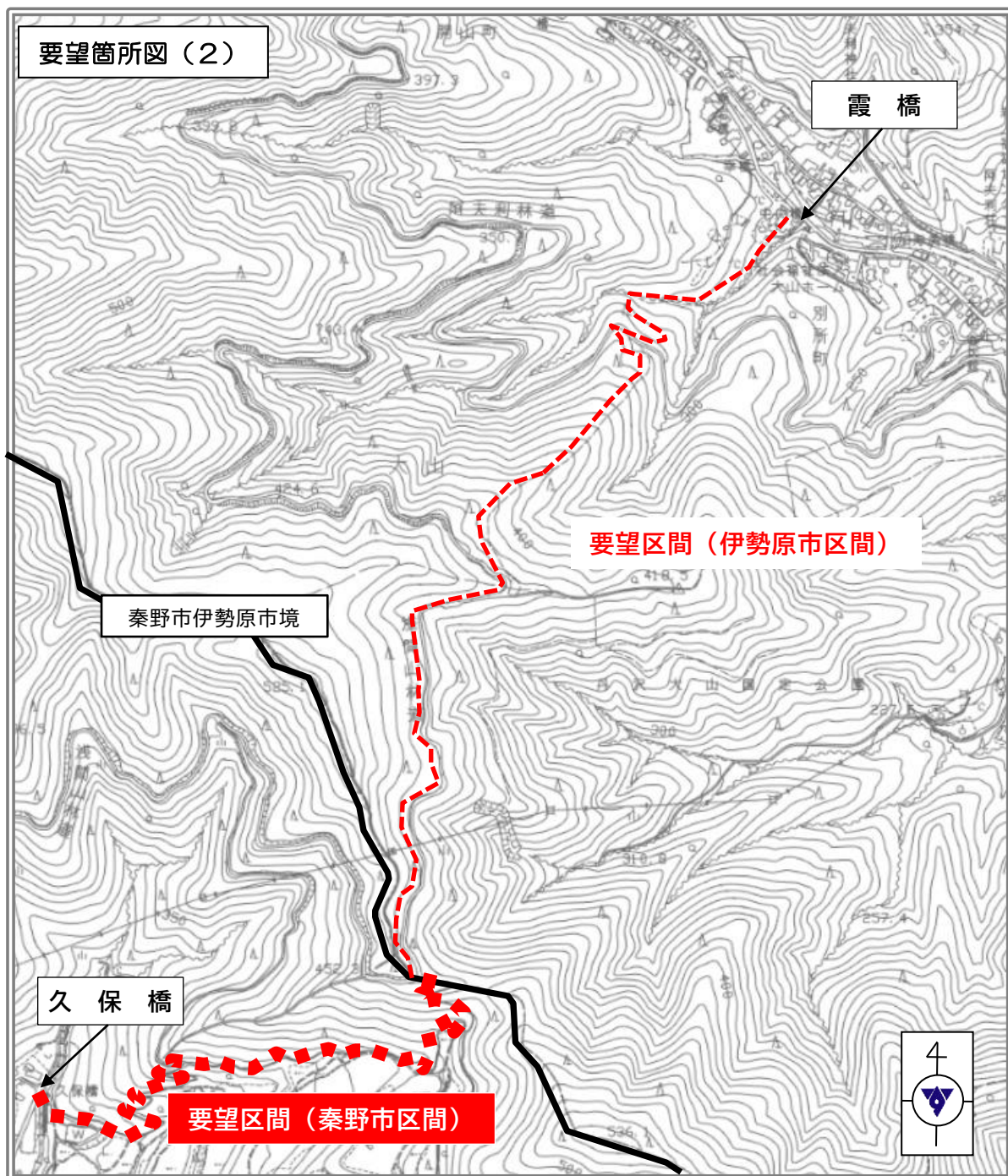
県土整備局道路部道路企画課

平塚土木事務所

【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道における電線共同溝の整備をお願いします。

現状

(1) 県道704号（秦野停車場）は、当市の中心部に位置し、多数のバス路線が集中するだけでなく、大規模店舗への連絡や国道246号へ接続するなど交通量の非常に多い道路です。

(2) 当区間は、商店街でもあり、歩行者の通行量も多い状況ですが、狭い歩道に電柱が敷設されており、歩行者の安全確保が求められています。電線共同溝の設置等により、幅員確保も含めた事業化を要望しています。

(3) この道路は、県が指定する第2次緊急輸送道路にも位置付けられており、地震等の大規模災害発生時には、救助活動を行う人や救援物資を運ぶための道路として重要な役割を担うため、道路施設の防災対策としても優先して行う必要があります。

(4) 現在、県道704号と交差する市道6号線において、歩道拡幅工事に併せた電柱の地中化を推進しています。

効果

歩行者の安全な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

近年、激甚化している自然災害は、全国各地で大きな被害をもたらしており、本市においても、大根川での内水氾濫の発生、金目川や四十八瀬川で護岸が崩落するなど、市民生活に支障をきたす事例が発生しています。

引き続き、市民の生命や財産を守るため、護岸崩落等の未然防止に係る河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 大根川

(1) ^{ひので} 陽橋から大根橋までの区間における、堆積した土砂を取り除く河床掘削

2 室川

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間における、洗掘による崩落対策としての河川改修
 (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における、河床洗掘及び老朽化護岸の補修等

3 金目川

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備
 (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

4 四十八瀬川

(1) 甘柿橋から下流における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備
 (2) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）における、親水性のある階段護岸などや、生物多様性の環境回復のための魚道整備

現状

1 大根川の ^{ひので} 陽橋から大根橋までの約200m区間は、県にて令和3年度に河床整理を実施されており、本市でも内水氾濫の対策として、雨水管の追加設置を行っていますが、豪雨時には浸水被害のおそれがあるため、早期の整備が必要です。

【一般要望事項】

- 2 室川については、川幅も狭いため、豪雨時には氾濫などのおそれがあります。
- (1) 当区間については、現在、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあります。
- そこで、県にて、河川線形の変更に必要な用地取得をしていただいております。それに伴う河川幅員の拡幅に係る用地交渉も行われていますが、該当地権者の理解が得られず、交渉が難航しています。
- なお、本市では、地域住民等から当区間の河川改修と併せて要望されている、寺井橋の暫定的な拡幅工事を本年3月に完了しています。
- (2) 当区間については、県にて鶴巻橋上流の護岸工事を実施していただいておりますが、鶴巻橋から小田急線軌道横断部において、一部河床洗掘等が発生しており、老朽化している護岸もあるため、早期の対策が必要です。
- 3 金目川については、令和元年の東日本台風及び令和3年の豪雨により、本市下大槻地内の南平橋付近で護岸が崩落するなどの甚大な被害がありました。本年2月より護岸設備の修繕工事を行っていただいております。
- (1) 当区間については、県にて一部区間の護岸工事をしていただいております。周辺地域との調和が図られていますが、未整備区間は荒廃が著しい状況となっており、護岸崩落により河道閉塞のおそれがありますので、早期の対策が必要です。
- (2) 当区間についても、県にて一部区間の護岸工事をしていただいておりますが、一部箇所では護岸設備の崩壊などがあるだけでなく、当区間は河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがありますので、早期の対策が必要です。
- 4 四十八瀬川は、豊かな自然環境が大きな特徴である本市上地区に位置しており、当河川は上地区内の貴重な環境資源であります。豪雨により護岸が崩落するなどの被害が発生しています。
- (1) 県にて、令和元年の東日本台風による被災箇所の復旧のため、令和3年度に護岸整備が行われており、引き続き、護岸の整備が求められます。

【一般要望事項】

(2) 当区間の周辺地域において、上地区の豊かな自然や地域資源を生かした地域活性化に係る活動を、地域のボランティア団体等と連携し行っており、地域の更なる魅力向上に向けて親水施設などの整備が求められます。

効果

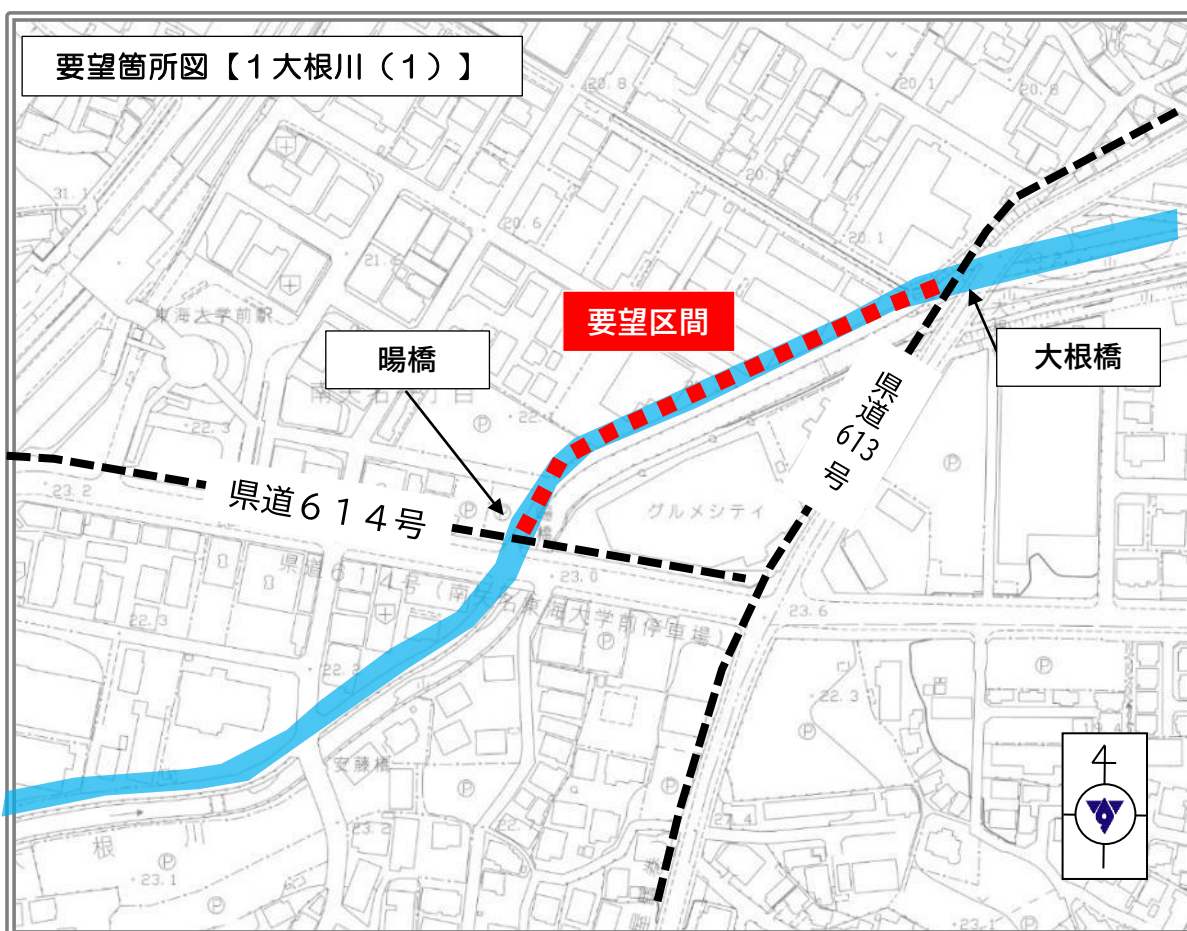
護岸等の補強工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぐことができます。

また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、周辺地域の魅力づくりに寄与するとともに、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課

平塚土木事務所



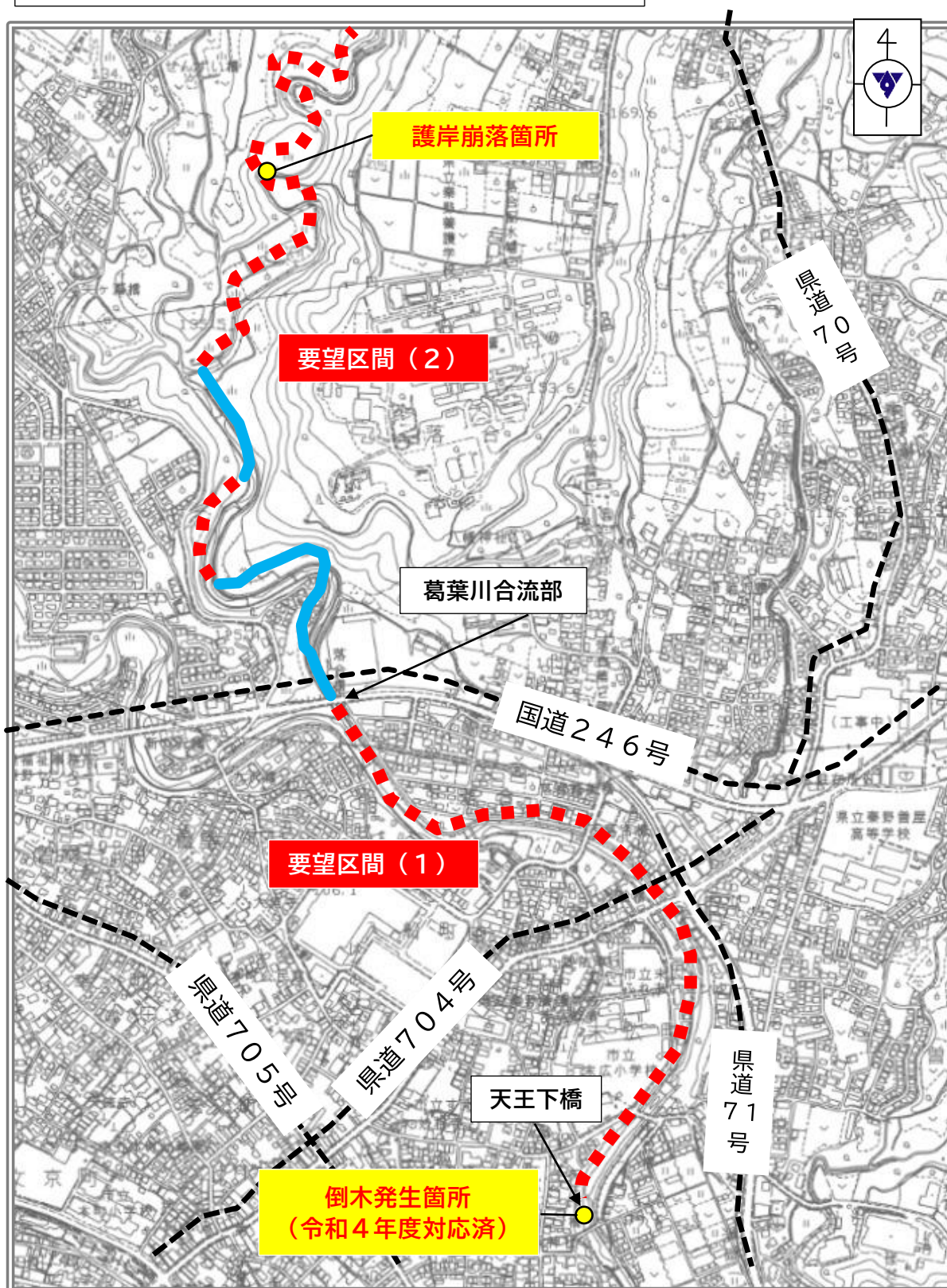
【一般要望事項】



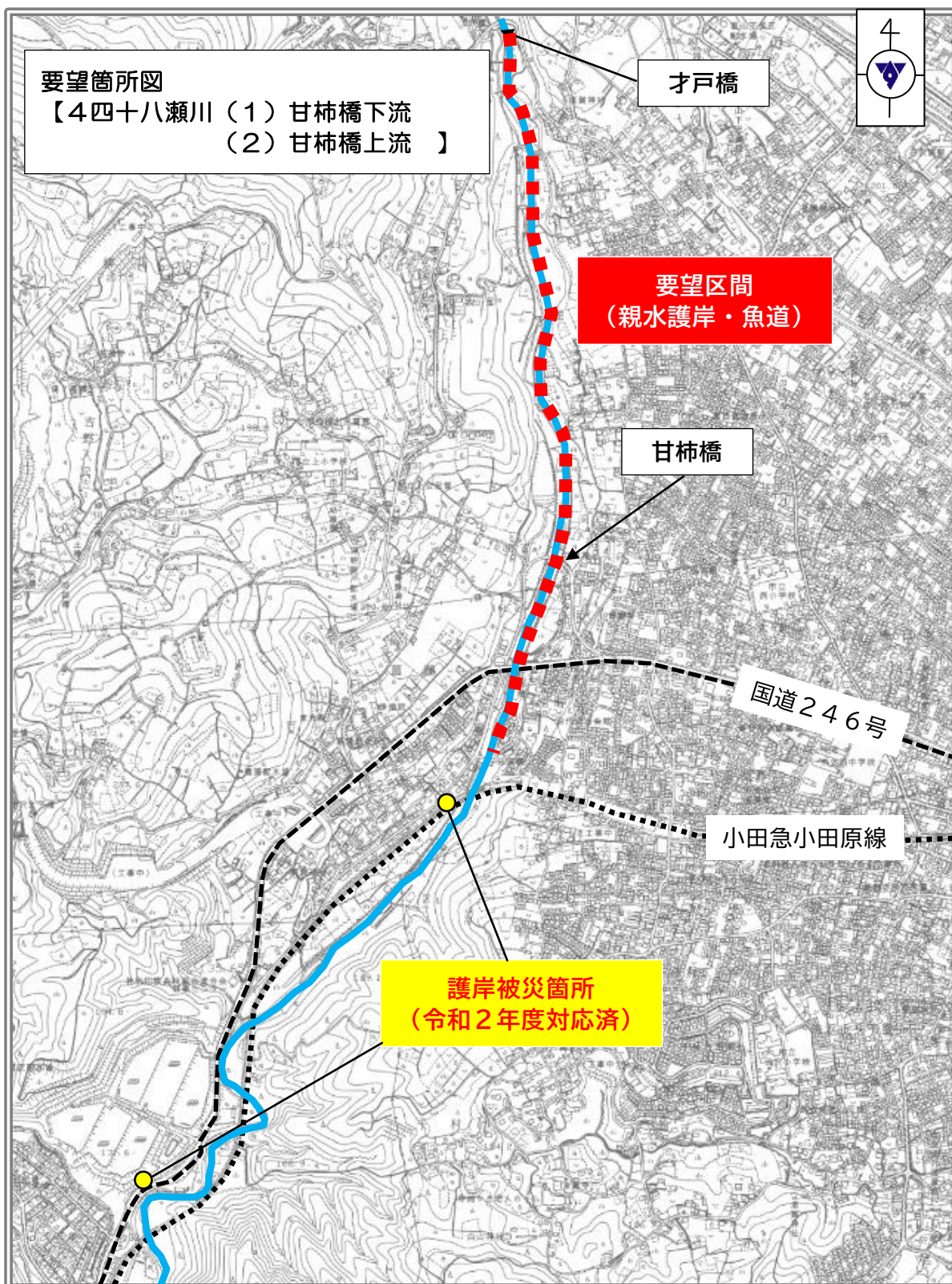
【一般要望事項】

要望箇所図

【3金目川（1）葛葉川合流部～天王下橋区間
（2）金目川橋～神奈川病院西側】



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

護岸の崩壊防止や農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の浸食防止策を講じるようお願いいたします。

現状

近年の台風やゲリラ豪雨等の影響により、河床が浸食され護岸崩落の発生や農業用水の安定した供給が難しくなっています。

特に、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、取水が困難な状況が生じています。

令和2年度から令和5年度にかけ金目川の南平橋付近では、県による護岸整備や根固め工事を実施していただいております。

効果

河床の浸食等が著しい箇所を整備（根固め工）することにより、護岸の崩落を未然に防ぐことができます。

また、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

要望先

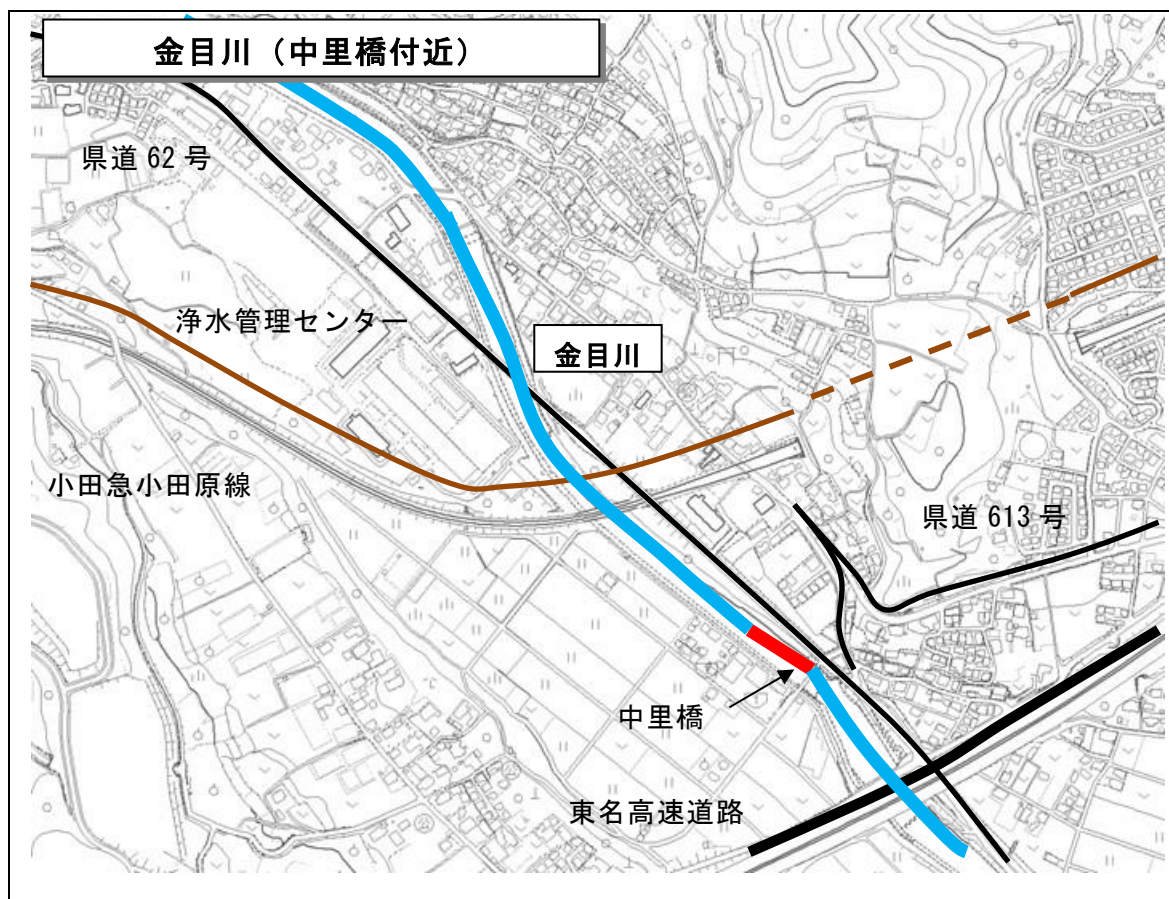
県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】

要望箇所図（1）

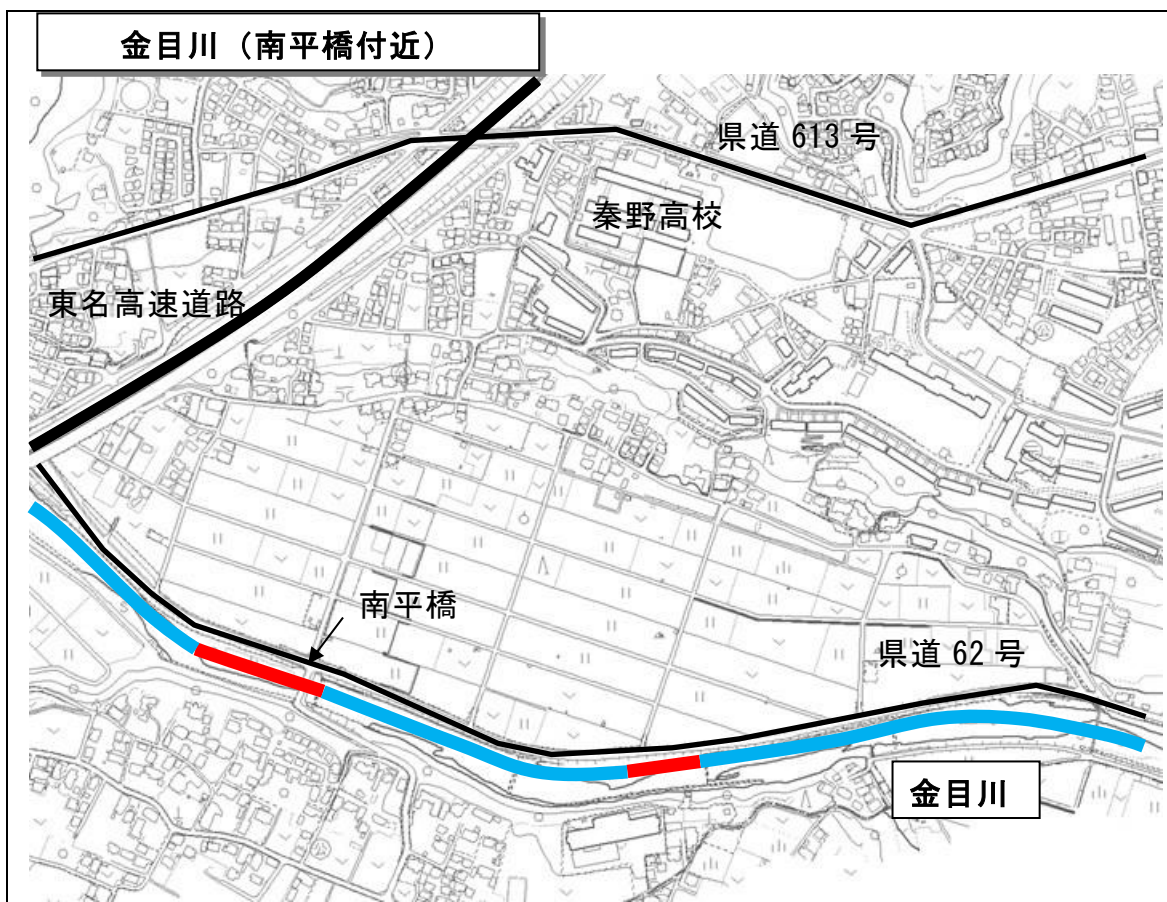


要望箇所図（2）



【一般要望事項】

要望箇所図（3）



【十代橋付近農業用水取水の様子】



【南平橋付近農業用水取水の様子】



中央奥から堰上げを行い、水位を上げ、農業水路に水を引き込んでいる。

【一般要望事項】

要望事項

二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋の間約2,400mについて、堆積した土砂を取り除く河床掘削をお願いします。

特に、緑風橋付近の未実施箇所や桜橋、常盤橋から新常盤橋間の早急な対応をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、近年の大雨等の影響で、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりした箇所があります。

特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所や根固めブロックが外れている箇所が多数あり、昨年度、緑風橋付近の河床整理を行っていただきましたが、依然として大雨時に土砂が流出できない状況です。

(2) 近年の集中豪雨では、道路冠水等が発生しております。水無川においても、令和元年の東日本台風の際には、特に河川敷と道路の高低差が少ない常盤橋から新常盤橋までの間で越水直前まで水位が上昇したほか、令和3年7月3日に発生した豪雨でも川の水位が大幅に上昇するなど、浸水・冠水の危険性が一層高まっています。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市庁舎、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

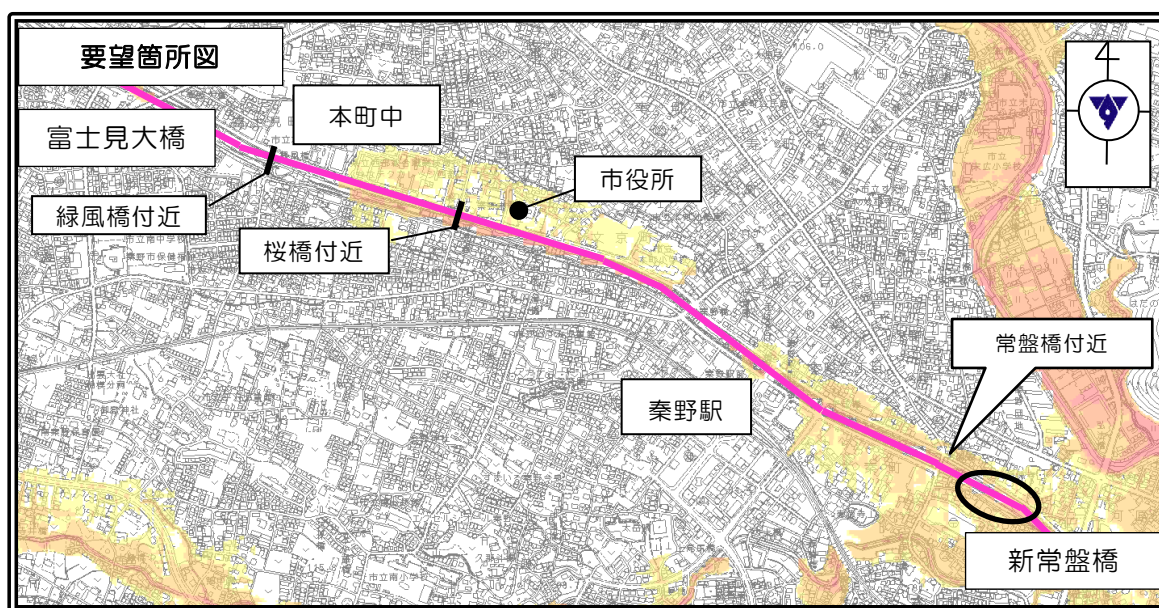
効果

河床掘削することで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



＜令和3年7月3日豪雨時：桜橋付近の様子＞



【一般要望事項】

<堆積状況>



緑風橋付近右岸(遠望)



緑風橋付近右岸(接写)



桜橋下左岸



桜橋下右岸



常盤橋から新常盤橋間

【一般要望事項】

要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心のため、崩壊防止事業を早期に完了するようお願いします。

【指定箇所】

東田原地区

2 次の箇所について、新たに急傾斜地崩壊危険区域としての指定等、必要な対策をお願いします。

【指定等要望箇所】

大椿台地区、南矢名B地区、曾屋地区、下大槻南平地区

現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。

すでに市内20箇所急傾斜地の法指定を受け、このうち19箇所は崩壊防止工事が完了し、残る1箇所（東田原地区）は令和4年度から工事が着工されました。

また、令和4年度には南矢名B地区において事業説明会を行いました。指定等要望箇所についても、急傾斜地崩壊危険区域の指定等災害の未然防止が求められています。

(2) 国の地震調査研究推進本部は、南関東で発生する首都直下地震が今後30年以内に発生する確率を70%程度としています。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

(3) 令和3年7月3日に発生した豪雨により、当市においても、大椿台、南矢名B及び東田原地区で土砂災害が発生しています。

特に東田原地区では、平成29年と令和元年に続き、斜面が崩落し土砂が住居内に流入するといった被害が生じました。

また、下大槻南平地区についても、令和元年の東日本台風による土砂災害が発生しており、今後の強雨によって露出した斜面の更な

【一般要望事項】

る崩壊が考えられ、特に、がけ地上端にある高齢者施設への影響が懸念されます。

なお、要望箇所は、令和3年5月に県により土砂災害特別警戒区域（急傾斜）に指定された区域が含まれており、早急な整備が必要です。

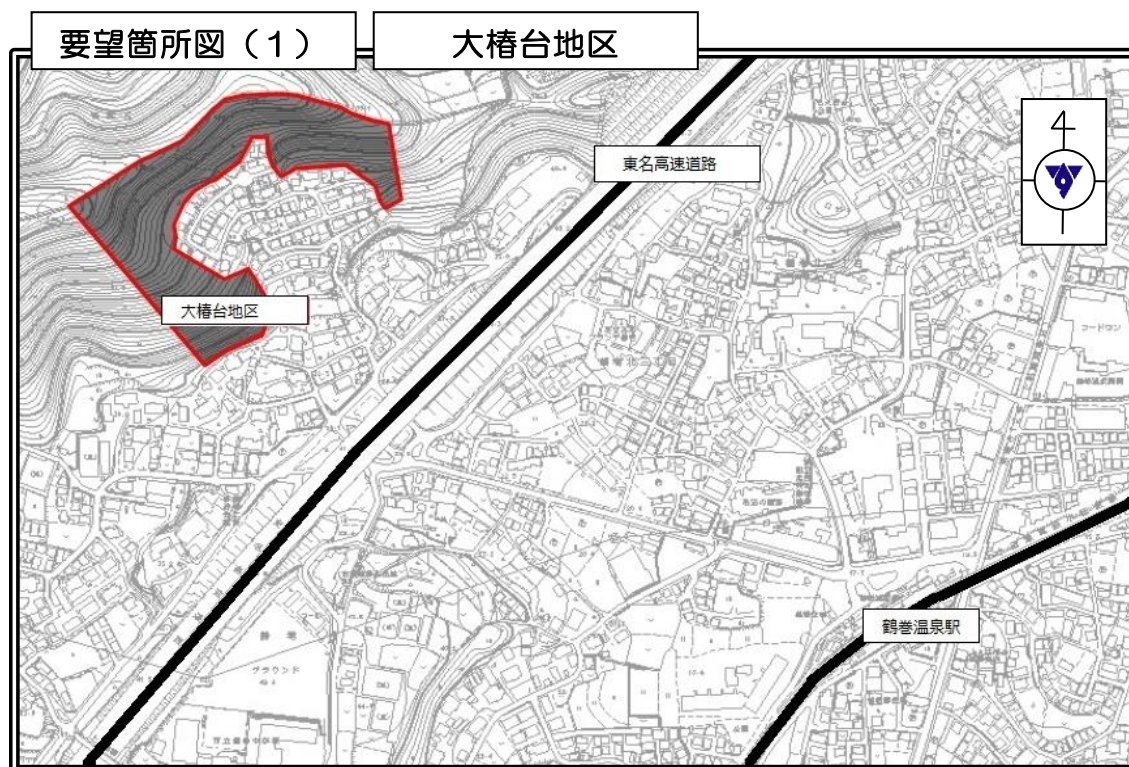
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

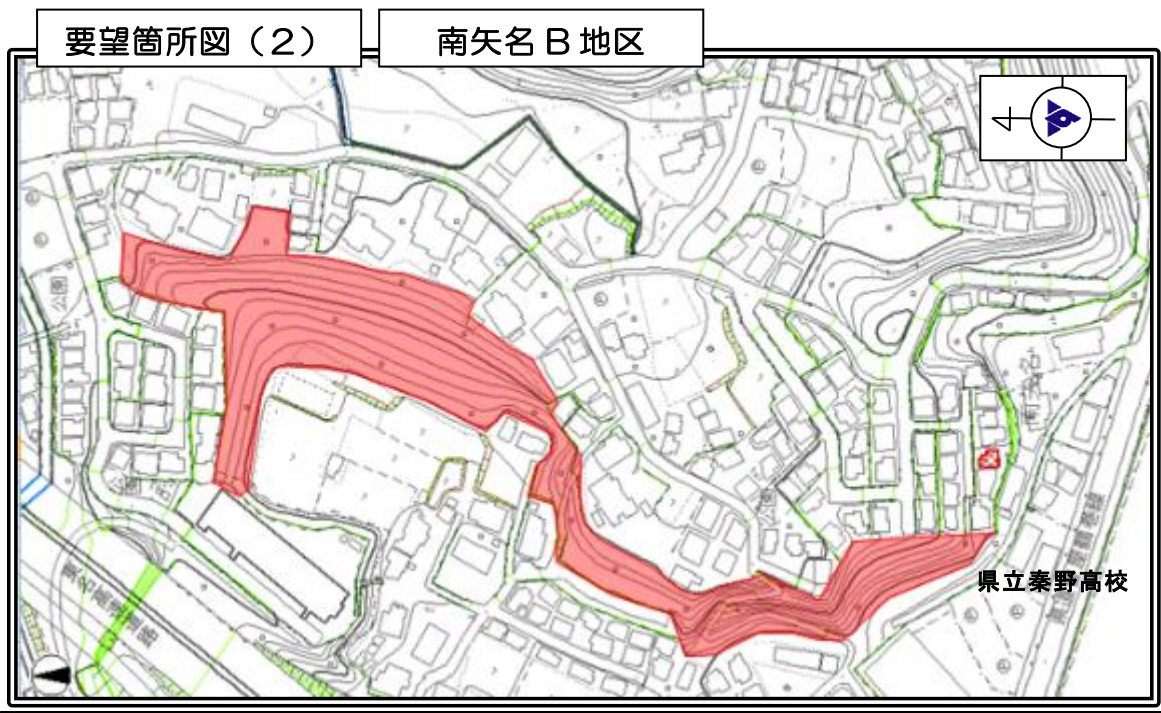
【一般要望事項】



令和3年7月3日の豪雨による被災箇所



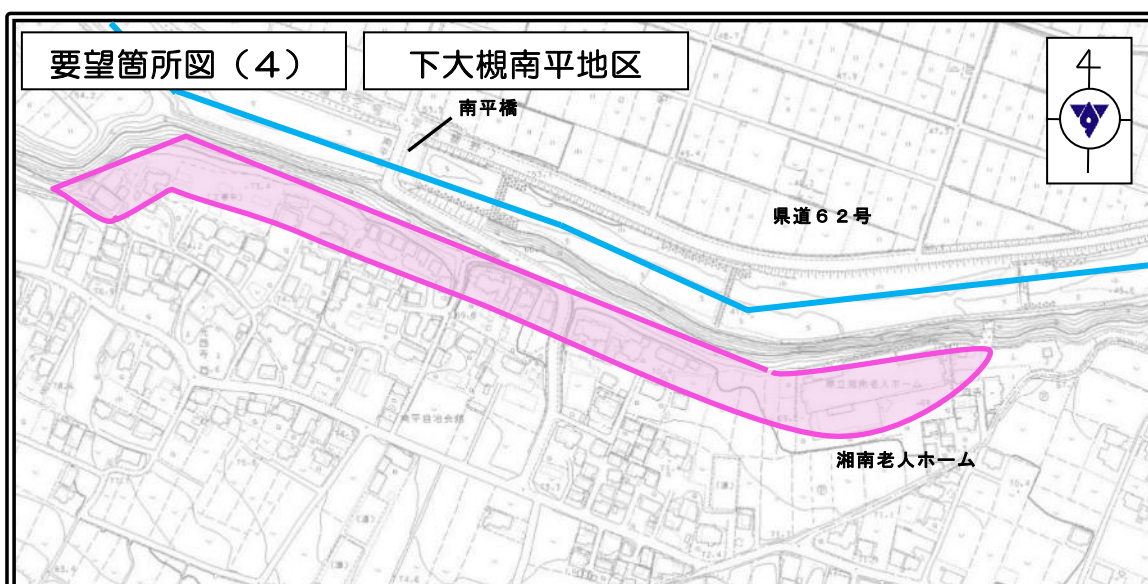
【一般要望事項】



令和3年7月3日豪雨による被災箇所



【一般要望事項】



令和元年の東日本台風による被災箇所



【一般要望事項】

要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害防止対策の推進に関する法律の指定を受けた土砂災害警戒区域内の砂防指定地に砂防堰堤の建設をお願いします。

現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されたため、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 平成27年度から暫定的に、当市が土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難場所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれていることから、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要性が特に高い箇所と考えます。

効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生が抑止でき、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定区域における砂防事業の継続をお願いします。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 西沢（名古屋） | 2 延沢（落合） |
| 3 蛇久保沢（北矢名） | 4 東沢（蓑毛） |

現状

1 西沢（名古屋）

県にて、平成30年度から令和元年度にかけて実施された素掘りトンネルの健全度調査の結果を踏まえて、市道61号線との交差部にある素掘りトンネルの改修及び周辺護岸の整備に係る事業について、令和10年度の完成目標に向けて、順次整備等を進めていただいています。

令和4年度から令和5年度にかけて、ボックスカルバート工に必要な詳細設計を行い、令和6年度から令和7年度にかけてボックスカルバート工に着手する予定です。

その後、令和10年度までにボックスカルバートの上流と下流の護岸工事が進められる予定であり、計画的な整備の事業推進が必要です。

また、市道（名古屋12号線）との交差部にある素掘りトンネルの改修工事について、県にて、令和4年度に詳細設計を実施していただいております。今後、用地測量等の実施など事業の更なる前進が期待されます。

2 延沢（落合）

毎年着実な護岸工事等が進められており、全体のうち約3分の1の区間の整備が完了しています。

令和4年度から令和5年度にかけて、右岸側一部区間の護岸工事が進められており、引き続き、計画的な整備の事業推進が必要です。

【一般要望事項】

3 蛇久保沢（北矢名）

平成28年度に測量調査が実施されていますが、一部区間の法面の崩落があったことから、護岸整備に係る事業化が必要です。

4 東沢（蓑毛）

砂防堰堤5基の内、4基が整備済みであり、残る1基の堰堤の整備が必要です。

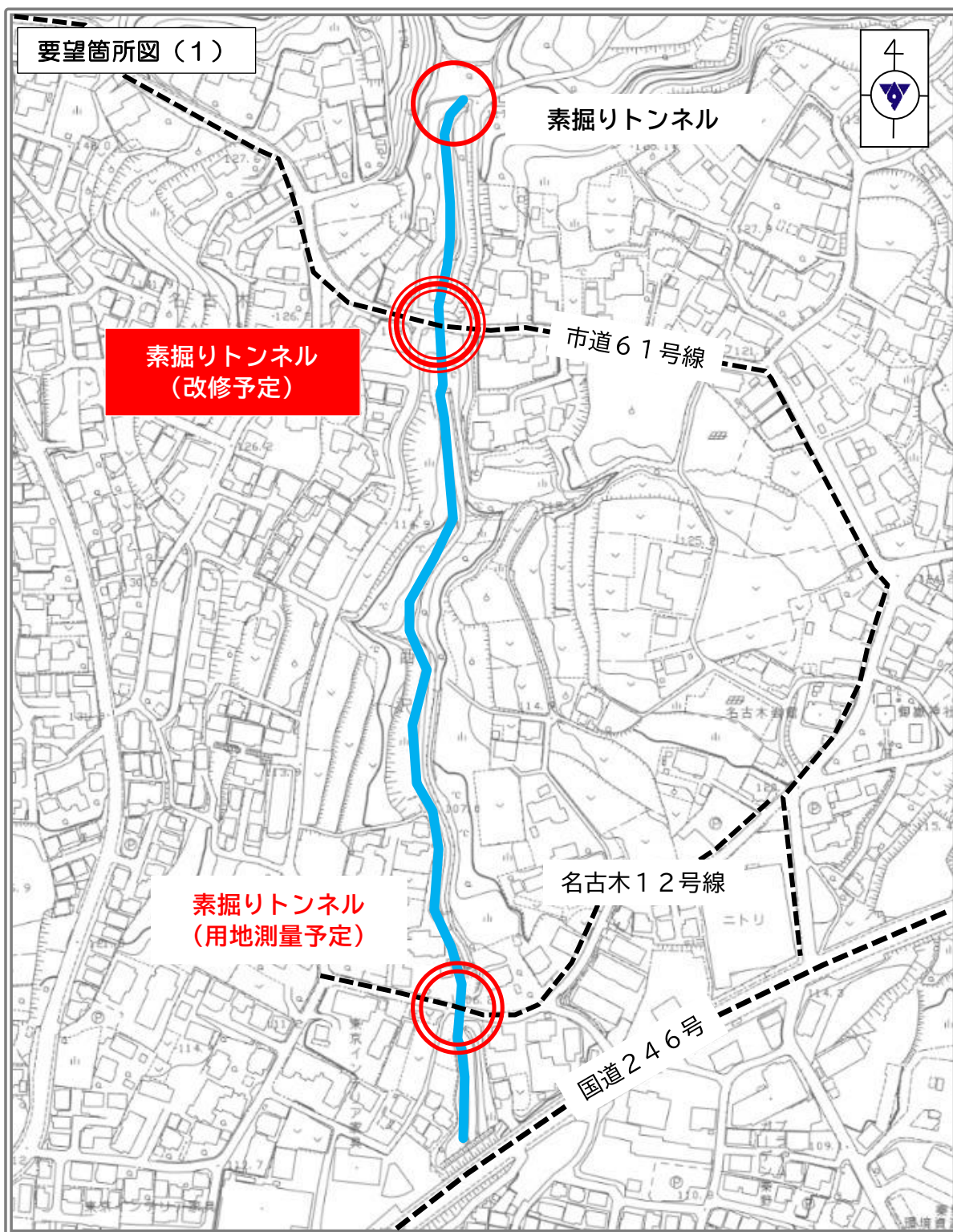
効果

護岸や堰堤等の砂防設備などを整備することで、下流域での土砂の流出による被害（土石流等）を防止できます。

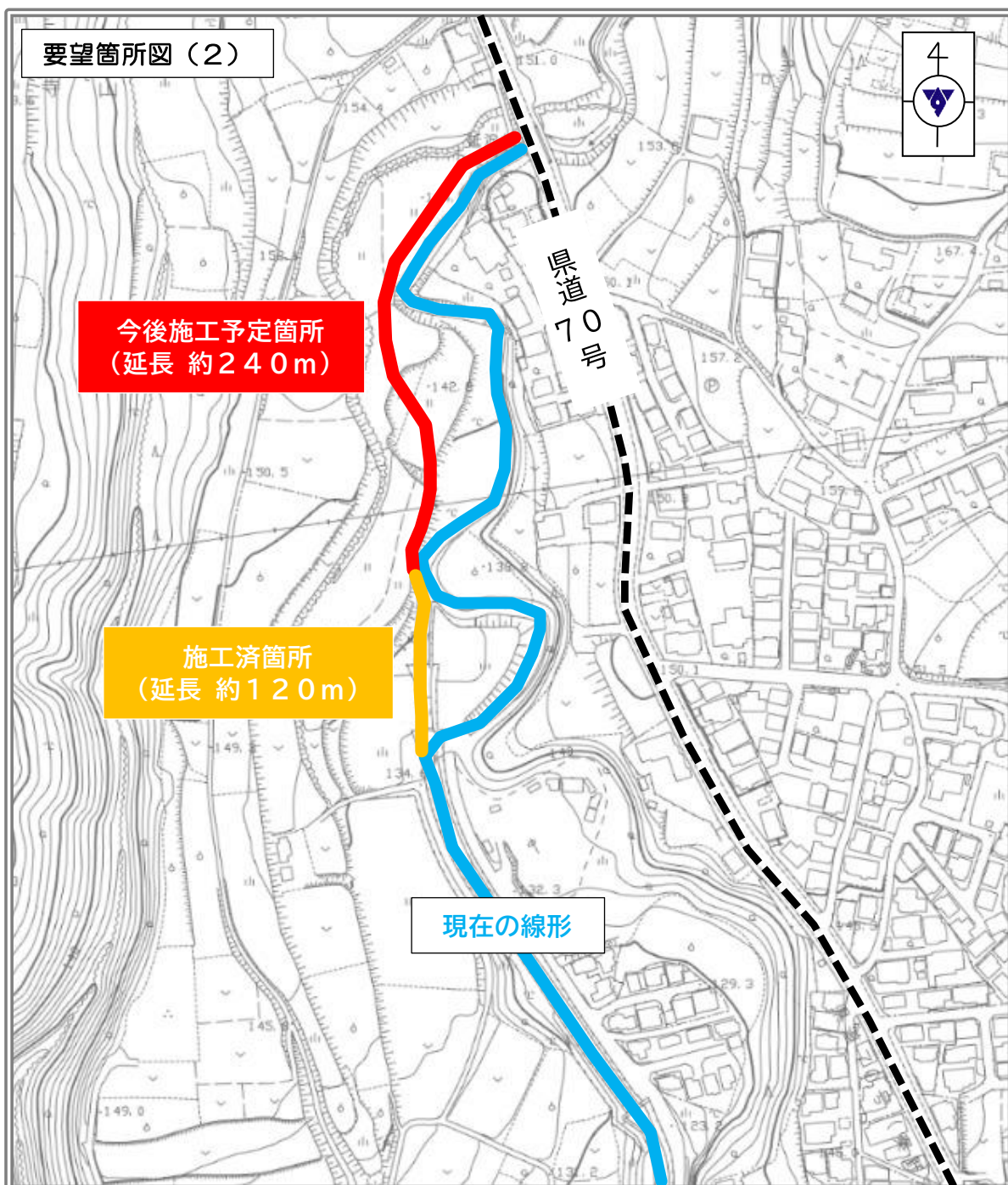
要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

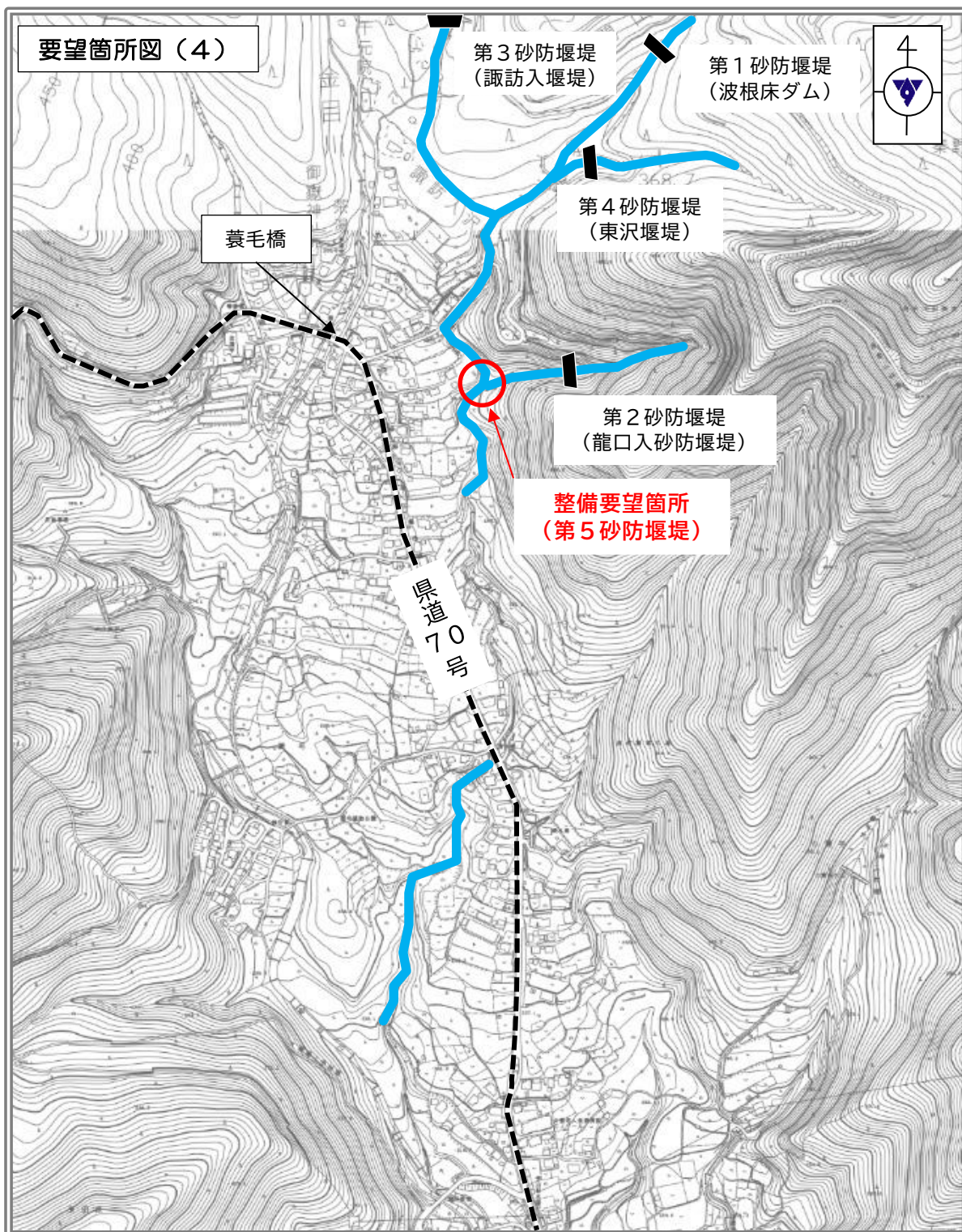
【一般要望事項】



【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

指定保安林のうち、住宅が隣接しているなど、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業をお願いします。

(1) 堀水路については、県で実施された保安林の現況調査結果を踏まえ、水路機能に影響のないよう令和6年度に法面の左岸護岸整備など、抜本的な安全対策を早急をお願いするとともに、市が災害応急措置として実施する際には行政手続きの支援をお願いします。

(2) 矢坪沢については、保安林からの倒木などによる水路機能への影響もあることから適切な維持管理をお願いします。

現状

(1) 当市では、堀水路について浸食崩壊対策として平成19年度から平成29年度に大倉から堀大橋までの区間(2km)を測量業務委託し、平成26年度から平成28年度には下流域において保安林以外の区間(140m)を水路整備事業(市単)として、護岸工事(右岸)を実施しました。

令和元年の東日本台風では、堀水路において堀大橋先の暗きょ入口部に流木と土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に溢水したことにより、床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、当市では、令和2年度に、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施するとともに、下流部については投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった護岸工事(右岸9.1m)を実施しています。

また、令和3年度には、保安林側の一部市有地である箇所について、護岸工事(左岸3.9m)を実施しています。

県事業として、令和4年度に堀川全体の状況について委託業務を実施、令和5年度には要望箇所である左岸護岸の設計委託業務を計画していただいています。

【一般要望事項】

なお、堀水路は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、近年の集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。当市では、令和3年度に浸食により崩れた箇所について補修工事を行いました。

なお、矢坪沢は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

効果

(1) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで県が実施している河床浚渫や河川整備の進捗にもつながります。

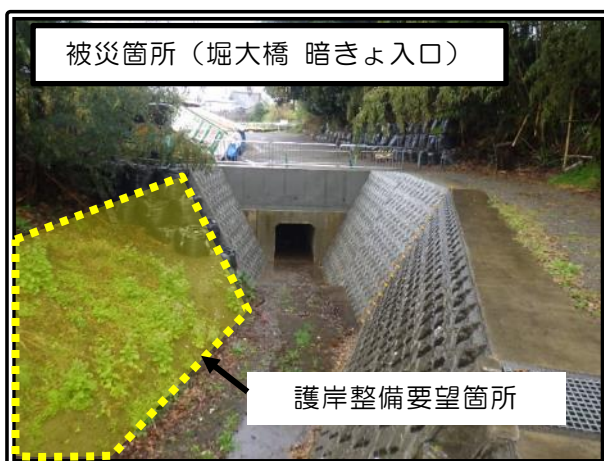
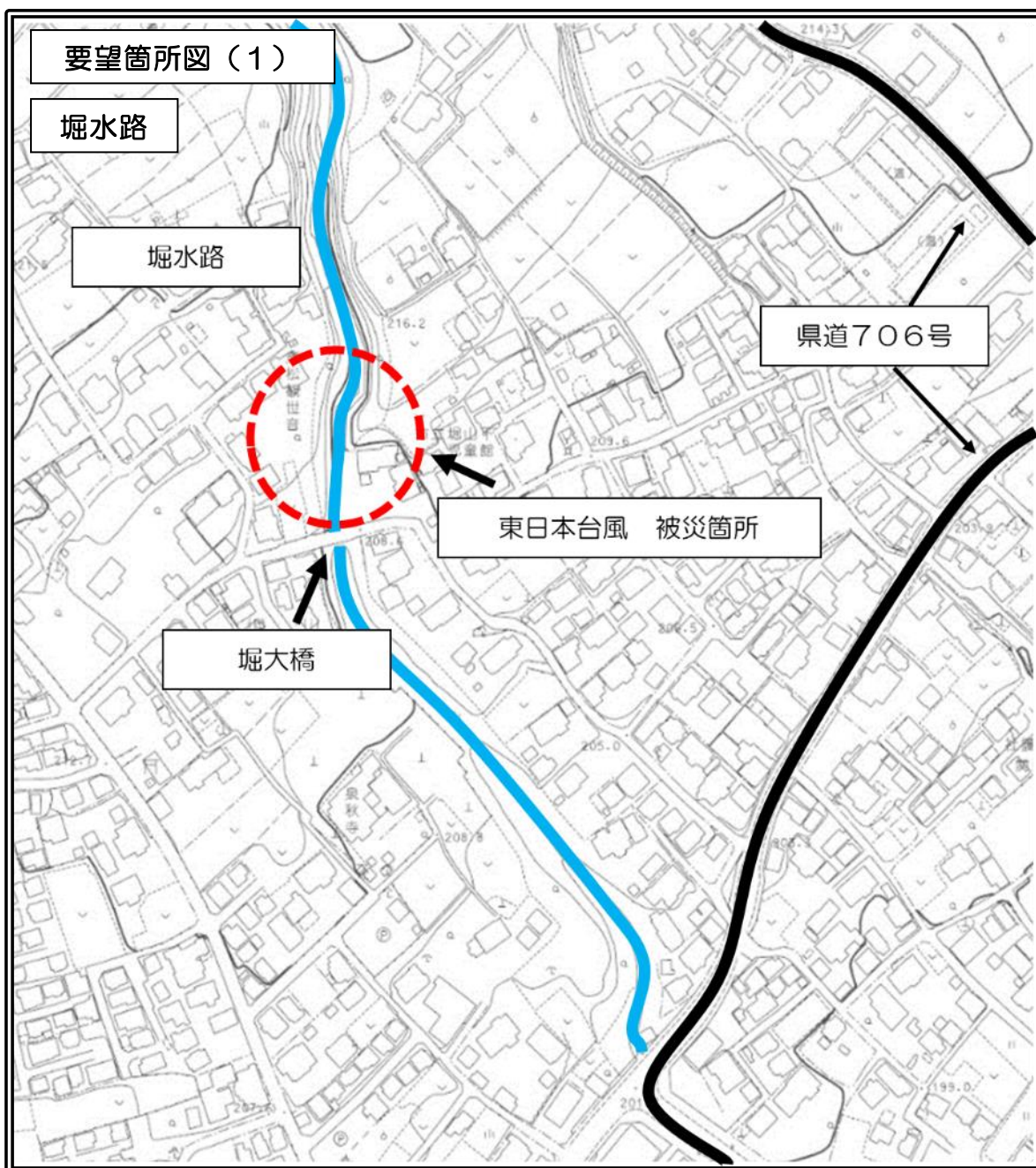
また、下流域にある堀大橋付近の崩壊対策として、左岸における護岸工事を早期に実施することで市民の不安を解消し、安全・安心な生活につながります。

(2) 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

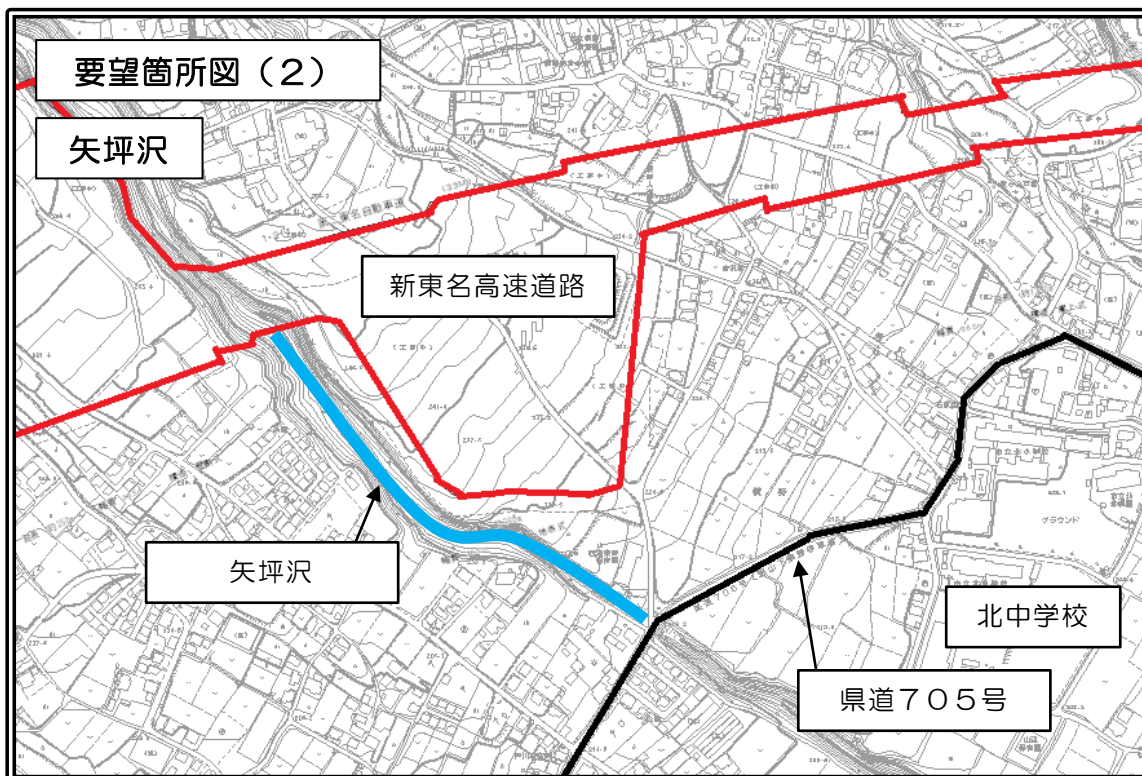
要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課、森林再生課
湘南地域県政総合センター農政部森林課

【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する老朽化した広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策
- (3) 近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し、並びに管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援
- (5) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。しかしながら、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

また、広域獣害防護柵は老朽化に伴い破損個所が増え、侵入防止機能を維持するためには全体的に張替えが必要な状況です。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒や、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

【一般要望事項】

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) C S F（豚熱）まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進する等、捕獲圧を高める必要が生じています。

また、C S F（豚熱）の感染が継続して確認されていることから、捕獲従事者が、感染区域内で使用した靴、衣類、車両についての消毒作業等の負担軽減が引き続き求められています。

(5) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

要望事項

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携強化をお願いします。

現状

(1) 当市の焼却施設については、老朽化に伴い、2施設から1施設へ移行する予定です。そのため、1施設での焼却体制に向けた可燃ごみの減量が急務となっており、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を3つの柱に据え、可燃ごみの減量、資源化に取り組んでいます。

また、更なるごみの減量と資源化のために、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの資源化に向けた検討を行っています。

(2) 事業系ごみについては、一般廃棄物を排出している市内全事業者への訪問調査結果を基に、改善が必要な事業者に対する再調査及び収集運搬許可業者が搬入する事業系一般廃棄物の調査を実施し、産業廃棄物や資源物の混入状況を把握するなど、分別の徹底について指導を行っています。

また、他の模範となる事業者を「秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度」に基づき認定し、資源化や適正処理等の取組みを広く周知することで、事業者の減量意識向上に努めています。

(3) 県でも、産業廃棄物である廃プラスチック類のリサイクル方法や取扱業者を紹介するなど、適正処理の啓発をされていますが、市町村の焼却施設における廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入は依然として多い状況にあります。

【一般要望事項】

効果

産業廃棄物が適正に処理されることで、事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入が抑制され、可燃ごみの減量が促進するとともに、「プラスチックゼロ宣言」に基づく廃プラスチック等の資源化が推進されます。

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチック再資源化に係る経費負担について、市町村の負担軽減とともに、容器包装プラスチックと同様、製造事業者も負担する仕組みとなるよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 当市では、はだのクリーンセンター1施設による可燃ごみ焼却処理体制へ移行するため、ごみ減量と資源化の推進に取り組んでいます。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの一括回収について、令和7年度を目途に、具体的な検討を進めています。

この製品プラスチックの回収に当たっては、各自治体は分別基準をつくり、それに沿って適正な分別を促すために必要な対応をとるよう努めることになっており、収集体制や中間処理業務など大幅な見直しが必要になります。

(2) 製品プラスチックの再商品化については、公益財団法人容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託する方法又は民間事業者と連携して独自に実施する方法があります。

本市では、再商品化する民間事業者が近隣市町村に存在しないことから、協会に委託した再商品化方法を検討しています。

(3) 製品プラスチックの再商品化について、特別交付税措置はありますが、容器包装プラスチックと異なり、製造事業者の負担がないため、再商品化に係る経費は各自治体が全て負担しなくてはならない状況です。

効果

製品プラスチックの資源化を含め、廃棄物問題への取り組みは、市民・事業者・行政が一体となって連携することで、持続可能な循環型社会の形成及び脱炭素社会の促進につながります。

【一般要望事項】

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

障害者の就労支援機能強化のため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」（以下「就業支援センター」という。）に位置付けるようお願いいたします。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけをお願いいたします。

現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業支援センターの設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1箇所を目安とする方針を示しています。

県では、障害保健福祉圏域ごとに1箇所設置するとし、県内8カ所に設置されていますが、「地域共生型社会」実現のためには、就労支援の充実を図り、障害者の自立を促すことが重要であり、地域の実情に応じて同一圏域内に複数設置する必要もあると考えます。

就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや障害者職業センターと連携を密に取りながら、障害者の就労支援を行っています。

当市の属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成20年4月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が受託していますが、平塚市にあるため、当市の障害者にとって利便性が悪く、利用することが難しい状況にあります。

また、障害者の就労相談を行うハローワークは松田町にあるため、連携も取りにくいことなどから、就労率が低い状況でした。

(2) 当市では、平成29年10月に、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、「ぱれっと・はだの」を整備し、相談支援事業、就労支援事業及び地域活動支援事業を行っています。

このうち、就労支援事業については、定期的にハローワーク等と

【一般要望事項】

の情報交換や、自立支援協議会等と連携した就労率向上に取り組み、令和2年度からは賃金向上、就労機会拡大のため「農福連携」事業を通じた就労支援を実施しています。実質的に「ぱれっと・はだの」は、就業支援センターと同等の機能を担っているものの、県事業の位置付けがないため、市単独事業として運営しています。

また、当市は、共同生活援助（グループホーム）や就労支援事業所の設置率が他市より高く、就労支援を必要とする障害者も多いことから、身近にある「ぱれっと・はだの」の就労支援体制をさらに強化する必要があります。

(3) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まっています。

当事者目線の障害福祉への転換を図るため、令和3年11月に県が発信された「当事者目線の障がい福祉実現宣言」においても、「あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。」とあり、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、就労も含めた様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

効果

(1) 「ぱれっと・はだの」が就業支援センター事業に位置付けられること、又は補助事業により就労支援事業が拡充されることにより、就労支援体制の強化、就労先の拡大につながり、障害者の自立や地域生活移行の更なる推進が図られます。

(2) 「ぱれっと・はだの」が県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことが可能となり、近接する伊勢原市、中井町、松田町及び二宮町の障害者にとって、ワンストップでサービスを受けられる体制が整備されます。

(3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となることにより、「地域共生型社会」の実現につながります。

要望先

産業労働局労働部雇用労政課

福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課

17 障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について

新規

要望事項

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の仕組みを見直すよう国への働きかけをお願いします。

また、実現するまでの間、県において市町村の負担軽減策を早期に講じるようお願いします。

現状

(1) 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスが適切に提供されることが大変重要です。近年、障害者の自立支援の観点から地域生活への移行の進展、また、障害者の重度化、高齢化により、訪問系サービスの需要は今後高まることが見込まれます。

(2) 市町村が負担する障害福祉サービス等に係る給付費については、障害者自立支援給付費等負担金として、障害者総合支援法に定める負担割合により、国は1/2を、都道府県は1/4を負担することとされています。しかしながら、訪問系サービスについては、国庫負担基準が設けられており、その超過負担額は市町村が全額負担することとされ、財政を圧迫する一因となっています。

(3) 今後、障害者の地域生活を支える訪問系サービスの利用が多い市町村では超過負担が増加していくことになり、現在のままでは、市町村の負担がますます重くなることが懸念されるため、市町村に対する国庫負担上限を撤廃するなど、国庫負担基準制度の見直しが急務です。

(4) 超過負担の軽減策として、国では、超過額の一部を補助する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（以下「市町村支援事業」という。）」を設けていますが、この制度を活用するためには都道府県において補助額の1/4を負担することが前提となっています。

既に3分の2にあたる都道府県で市町村支援事業を実施していま

【一般要望事項】

すが、神奈川県では実施されておらず、県内市町村は過度な負担を負わざるを得ない状況となっています。そのため、県において、速やかに市町村支援事業を実施するなどの措置が必要です。

効果

市町村補助事業が実施されることで、市町村の介護給付費の市単独負担分の軽減を図ることができ、障害福祉サービスの安定継続的な支給が図られます。

訪問系サービスが必要な対象者に、適正な障害福祉サービスの量を確保することが可能となります。

要望先

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。

しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、生活圏も近い市（10／100地域）と隣接しているものの、山間部を隔てて隣接している町村（6／100地域）と同じ、低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる特例措置が導入されていますが、当市は適用を受けておりません。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

効果

地域区分が高いことを背景に、給与水準が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

【一般要望事項】

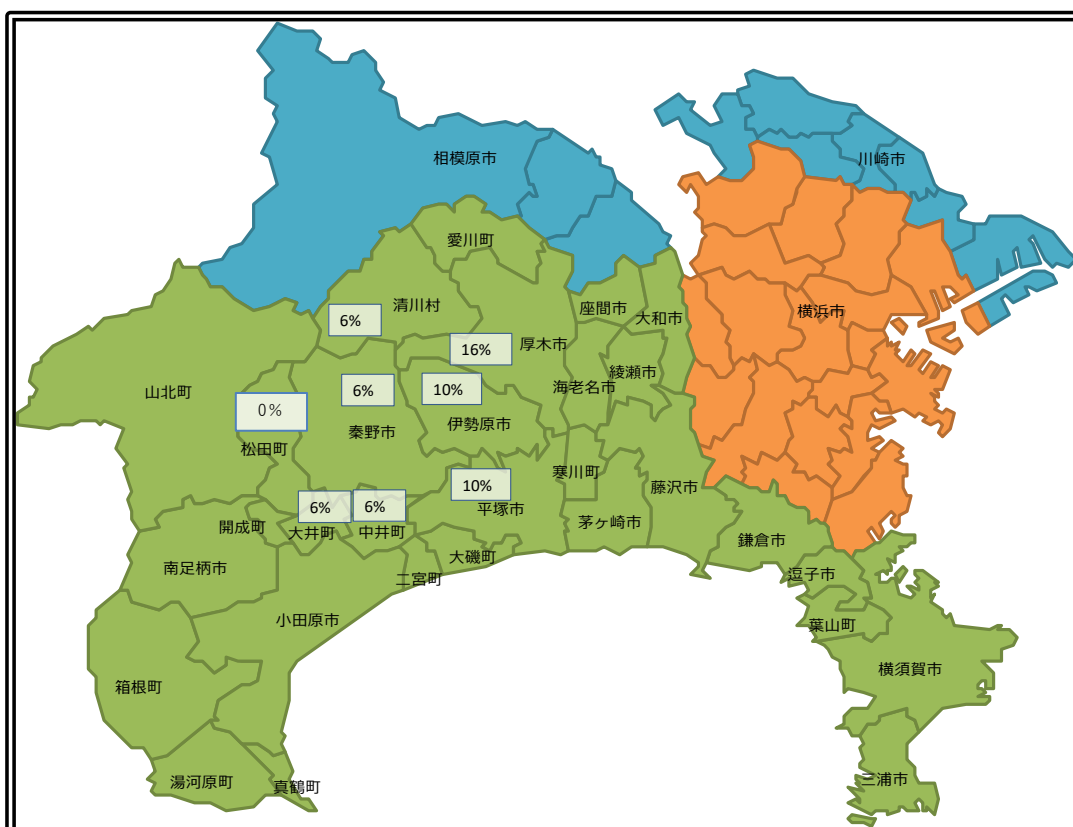
また、給与水準の不均衡が解消されることにより、国が進める公的部門における分配機能の強化につながります。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課、障害サービス課、地域福祉課

(子ども・子育て支援新制度における周辺市町村の地域区分)



要望事項

(1) 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について、国への働きかけをお願いします。

また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。

(2) 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人未満の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食～6,000食で2人とされています。

こうした中、国を挙げて取組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額を負担して独自に配置している状況です。

(2) 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

効果

(1) 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組にきめ細やかに対応することが可能となります。また、複雑・多様化する食物アレ

【一般要望事項】

ルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。

(2) 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課、財務課